昭和三十八年大蔵省令第五十九号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十五年証券取引委員会規則第十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一編　総則（第一条―第八条）
第二編　財務諸表
第一章　総則（第八条の二―第十条の三）
第二章　貸借対照表
第一節　総則（第十一条―第十三条）
第二節　資産
第三節　負債
第四節　純資産
第三章　損益計算書
第一節　総則（第六十九条―第七十一条）
第二節　売上高及び売上原価（第七十二条―第八十三条）
第三節　販売費及び一般管理費（第八十四条―第八十九条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第九十条―第九十五条）
第五節　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の四）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五―第九十五条の五の三）
第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）
第四章　株主資本等変動計算書
第一節　総則（第九十九条・第百条）
第二節　株主資本（第百一条・第百二条）
第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）
第三節の二　株式引受権（第百四条の二）
第四節　新株予約権（第百五条）
第五節　注記事項（第百六条―第百九条）
第六節　雑則（第百九条の二）
第五章　キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百十条―第百十二条）
第二節　キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百十三条―第百十六条）
第三節　雑則（第百十七条―第百十九条）
第六章　附属明細表（第百二十条―第百二十六条）
第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第三編　第一種中間財務諸表
第一章　総則（第百二十九条―第百五十四条）
第二章　中間貸借対照表
第一節　総則（第百五十五条―第百五十七条）
第二節　資産（第百五十八条―第百七十条）
第三節　負債（第百七十一条―第百七十六条）
第四節　純資産（第百七十七条―第百八十一条）
第五節　雑則（第百八十二条―第百八十四条）
第三章　中間損益計算書
第一節　総則（第百八十五条・第百八十六条）
第二節　売上高及び売上原価（第百八十七条―第百八十九条）
第三節　販売費及び一般管理費（第百九十条・第百九十一条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第百九十二条―第百九十四条）
第五節　特別利益及び特別損失（第百九十五条―第百九十七条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第百九十八条―第二百条）
第七節　雑則（第二百一条―第二百三条）
第四章　中間キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第二百四条・第二百五条）
第二節中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第二百六条・第二百七条）
第五章　株主資本等に関する注記（第二百八条・第二百九条）
第四編　第二種中間財務諸表
第一章　総則（第二百十条―第二百四十四条）
第二章　中間貸借対照表
第一節　総則（第二百四十五条―第二百四十七条）
第二節　資産（第二百四十八条―第二百六十一条）
第三節　負債（第二百六十二条―第二百六十八条）
第四節　純資産（第二百六十九条―第二百八十条）
第五節　雑則（第二百八十一条―第二百八十四条）
第三章　中間損益計算書
第一節　総則（第二百八十五条・第二百八十六条）
第二節　売上高及び売上原価（第二百八十七条―第二百八十九条）
第三節　販売費及び一般管理費（第二百九十条・第二百九十一条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第二百九十二条―第二百九十四条）
第五節　特別利益及び特別損失（第二百九十五条―第二百九十九条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第三百条―第三百二条）
第七節　雑則（第三百三条―第三百七条）
第四章　中間株主資本等変動計算書
第一節　総則（第三百八条・第三百九条）
第二節　株主資本（第三百十条・第三百十一条）
第三節　評価・換算差額等（第三百十二条・第三百十三条）
第四節　株式引受権（第三百十四条）
第五節　新株予約権（第三百十五条）
第六節　注記事項（第三百十六条―第三百十九条）
第五章　中間キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第三百二十条）
第二節中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第三百二十一条―第三百二十三条）
第五編指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表（第三百二十四条・第三百二十五条）
第六編　外国会社の財務書類（第三百二十六条・第三百二十七条）
―第三百三十二条）
附則

第一編　総則

（適用の一般原則）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第二十四条の五第一項（この規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、次の各号に掲げるものの用語、様式及び作成方法は、当該各号に定める規定の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

一　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三百条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、次編及び第五編

二　第一種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に

相当するもの並びに持分変動計算書をいう。）をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第三編及び第五編

三　第二種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第二条の二に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。）をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第四編及び第五編

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

4　金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがある場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第一条の二　連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。次編第七章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

（指定国際会計基準特定会社の特例）

第一条の二の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める財務諸表又は中間財務諸表（第一条第一項第二号又は第三号に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法（第一号又は第三号に掲げる株式会社にあつては、それぞれ連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）は、第五編の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出する財務諸表

有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社

第一種中間財務諸表

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下(1)、第三編及び第四編において「前事業年度」という。）に係る財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前事業年度に係る財務諸表を記載している場合に限る。）において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

(2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第一種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第一種中間財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

三　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社

第二種中間財務諸表

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　前号イ（1）に掲げる要件

(2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第二種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第二種中間財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（外国会社の特例）

第一条の三　外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。第六編において同じ。）が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、同編の定めるところによるものとする。

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）

第二条　別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第六十八条の二まで、第六十八条の四から第七十七条まで、第七十九条から第百九十条から第百二十一条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

（特定信託財産に対するこの規則の適用）

第二条の二　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第六十八条の二まで、第六十八条の四から第七十七条まで、第七十九条から第百九条まで及び第百十条から第百二十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

第三条　第二条の規定が適用される事業の二以上を兼ねて営む株式会社が法の規定により提出す

る財務諸表については、それらの事業のうち当該会社の営業の主要な部分を占める事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものとする。ただし、その主要事業以外の事業に関する事項又は当該会社が当該法令又は準則の定めによることが適当でないと認めて金融庁長官の承認を受けた事項については、主要事業以外の事業に関する法令又は準則の定めによることができる。

第四条　第二条の規定が適用される事業とその他の事業とを兼ねて営む株式会社において、当該会社の営業の主要な部分がその他の事業によるものである場合においては、当該会社が法の規定により提出する財務諸表については、第二条の規定を適用しないことができるものとする。ただし、第二条の規定の適用を受ける事業に関係ある事項については、当該法令又は準則の定めによることができる。

第四条の二　別記十九に掲げる特定金融業（特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号）第二条第二項に規定する特定金融業をいう。以下同じ。）を営む株式会社又は指定法人が特定金融業以外の他の事業を兼ねて営む場合には、前二条の規定にかかわらず、特定金融業に関する事項については、同令の定めによるものとする。

第五条から第七条まで　削除

（定義）

第八条　この規則において「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。

2　この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

3　この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4　前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一　他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二　他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6　前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二　子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ　子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。

ハ　子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ　子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ　その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

四　複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業（以下「共同支配企業」という。）に該当する場合

特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業が

7

その目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する。

8　この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

9　この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一　法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下同じ。）

10　この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一　法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二　商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホ及びトに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）

三　前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号、第八条の八第二項及び第二百二十三条第三項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

11　この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一　法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）

二　商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）

三　前二号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引（市場取引以外の取引に限る。）

12　この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一　法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第五号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第四号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二　商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ヘに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第六号に掲げる取引に限る。）

13　この規則において「その他のデリバティブ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一　法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第六号及び第七号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第五号及び第六号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二　前号に掲げる取引に類似する取引

三　前二号に掲げる取引に類似する取引

14　この規則において「デリバティブ取引」とは、第九項から前項までに規定する取引をいう。

15　この規則において「連結財務諸表」、「第一種中間連結財務諸表」又は「第二種中間連結財務諸表」とは、それぞれ連結財務諸表規則第一条第一項各号に規定する連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表をいう。

16　この規則において「持分法」とは、連結財務諸表規則第二条第八号に規定する方法をいう。

17　この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一　財務諸表提出会社の親会社

二　財務諸表提出会社の子会社

三　財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

四　財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

五　財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

六　財務諸表提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第八号において同じ。）

七　財務諸表提出会社の役員及びその近親者

八　財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者

九　前三号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

十　従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

18　この規則において「キャッシュ・フロー」とは、資金の増加又は減少をいう。

19　前項並びに次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。）の額の合計額をいう。

20　この規則において「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。

21　この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。

22　この規則において「その他有価証券」とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。

23　この規則において、「自己株式」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が保有する当該各号に定める株式をいう。

一　財務諸表提出会社　財務諸表提出会社の株式

二　第一種中間財務諸表提出会社（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定により第一種中間財務諸表を提出すべき会社及び指定法人並びに同項ただし書の規定により第一種中間財務諸表を提出する同表の第三号の上欄に掲げる会社及び指定法人をいう。以下同じ。）　第一種中間財務諸表提出会社の株式

三　第二種中間財務諸表提出会社（法の規定により第二種中間財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）　第二種中間財務諸表提出会社の株式

24　この規則において、「自社の株式」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める株式をいう。

一　財務諸表提出会社　財務諸表提出会社の株式

二　第二種中間財務諸表提出会社　第二種中間財務諸表提出会社の株式

25　この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原

資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。

26　この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、財務諸表提出会社が従業員等（当該財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び当該財務諸表提出会社の役員をいう。以下この項において同じ。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として当該財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。

27　この規則において、「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されることをいう。

28　この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成する事業を取得する（支配を獲得することをいう。次項及び第三十六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項、第五十六条、第百四十三条第一項並びに第二百二十八条において同じ。）企業をいう。

29　この規則において、「被取得企業」とは、取得企業に取得される企業をいう。

30　この規則において、「存続会社」とは、会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及びこれに準ずる事業体をいう。

31　この規則において、「結合企業」とは、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価を支払う企業をいう。

32　この規則において、「被結合企業」とは、結合企業に受け入れられる企業又は結合企業に事業を受け入れられる企業をいう。

33　この規則において、「結合後企業」とは、企業結合によつて統合された一つの報告単位となる企業をいう。

34　この規則において、「結合当事企業」とは、企業結合に係る企業をいう。

35　この規則において、「パーチェス法」とは、被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価とする方法をいう。

36　この規則において、「逆取得」とは、企業結合のうち、次に掲げるものをいう。

一　吸収合併（会社以外の場合にあつてはこれに準ずるもの。以下同じ。）により消滅する企業が存続し、存続会社を取得すると考えられる企業結合

二　吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第二号において同じ。）又は現物出資を行つた企業が、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及びこれに準ずる事業体をいう。）又は現物出資を受けた企業を取得することとなる企業結合

三　株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第三号において同じ。）が株式交換完全親会社（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合

四　株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第四号において同じ。）が株式交付親会社（同法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合

37　この規則において、「共通支配下の取引等」とは、結合当事企業又は事業の全てが、企業結合の前後で同一の株主により支配され、かつ、その支配が一時的でない場合における企業結合及び企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。以下この項において同じ。）を支配する企業が、子会社の株主のうち企業集団に属さない株主との間で、当該子会社の株式を交換する取引をいう。

38　この規則において、「事業分離」とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。

39　この規則において、「分離元企業」とは、事業分離において、当該企業を構成する事業を移転する企業をいう。

40　この規則において、「分離先企業」とは、事業分離において、分離元企業から事業を受け入れる企業（新設される企業を含む。）をいう。

41　この規則において、「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。第八条の六の二第六項において同じ。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。同項において同じ。）をいう。

42　この規則において、「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

43　この規則において、「工事契約」とは、請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。

44　この規則において「会計方針」とは、財務諸表又は中間財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

45　この規則において「表示方法」とは、財務諸表又は中間財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

46　この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表又は中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

47　この規則において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

48　この規則において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

49　この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度（当事業年度の直前の事業年度をいう。以下この条及び次編において同じ。）以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

50　この規則において「誤謬（ごびゅう）」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表又は中間財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

51　この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

52　この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいい、「第二種中間財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の第二種中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

53　この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬（ごびゅう）の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

54　この規則において「退職給付」とは、退職以後に従業員等（財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び当該財務諸表提出会社の役員（退職給付制度の対象となる者に限る。）をいう。次項、第五十六項及び第五十八項において同じ。）に支払われる退職一時金及び退職年金をいう。

55　この規則において「退職給付債務」とは、各従業員等（既に退職した者を含む。以下この項において同じ。）に支払われると見込まれる退職給付（既に支払われたものを除く。）の額のうち、当該各従業員等の貸借対照表日まで（既に退職した者については、退職の日まで）の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、貸借対照表日における割引率（国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券の利回りを基礎とし、貸借対照表日から当該各従業員等に退職給付を支払うと見込まれる日までの期間を反映して財務諸表提出会社が定める率をいう。次項、第五十七項及び第八条の十三第一項第七号において同じ。）を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される負債をいう。

56　この規則において「勤務費用」とは、各従業員等に支払われると見込まれる退職給付の額のうち、当該各従業員等の当事業年度開始の日から貸借対照表日までの間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、割引率を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される費用をいう。

57　この規則において「利息費用」とは、当事業年度開始の日における退職給付債務に割引率を用いて計算される利息に相当する費用をいう。

58　この規則において「年金資産」とは、特定の退職給付制度に関し、会社等と従業員等との契約等に基づき退職給付に充てるために積み立て

られている特定の資産であつて次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一　退職給付の支払以外に使用できないこと。

二　会社等及び会社等の債権者から法的に分離されていること。

三　積立超過分を除き、会社等への返還、会社等からの解約及び退職給付の支払以外の目的による払出し等ができないこと。

四　会社等の資産と交換できないこと。

59　この規則において「期待運用収益」とは、年金資産の運用により生じると合理的に期待される収益をいう。

60　この規則において「数理計算上の差異」とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。

61　この規則において「過去勤務費用」とは、退職給付制度の採用又は退職給付水準の改訂により発生する退職給付債務の増加又は減少分をいう。

62　この規則において「未認識数理計算上の差異」とは、数理計算上の差異のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。）されていないものをいう。

63　この規則において「未認識過去勤務費用」とは、過去勤務費用のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理されていないものをいう。

64　この規則において「市場参加者」とは、時価の算定の対象となる資産若しくは負債に関する取引の数量及び頻度が最も大きい市場、当該資産の売却による受取額を最も大きくすることができる市場又は当該負債の移転による支払額を最も小さくすることができる市場において売買を行う者であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

一　それぞれ独立しており、関連当事者でないこと。

二　当該資産又は当該負債に関する知識を有しており、かつ、全ての入手可能な情報に基づき当該資産又は当該負債について十分に理解していること。

三　当該資産又は当該負債に関して取引を行う能力があること。

四　当該資産又は当該負債に関して自発的に取引を行う意思があること。

65　この規則において「時価の算定に係るインプット」とは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いると仮定した基礎数値その他の情報（当該資産又は当該負債に関する相場価格を含む。）をいう。

66　この規則において「観察可能な時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関して公開されている情報その他の情報をいう。）に基づくものをいう。

67　この規則において「観察できない時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能な時価の算定に係るインプット以外のもので、入手可能な最良の情報に基づくものをいう。

68　この規則において「時価の算定に係るインプットが属するレベル」とは、次の各号に掲げる時価の算定に係るインプットの区分に応じ、当該各号に定めるレベルをいう。

一　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場（時価の算定の対象となる資産又は負債に関する取引が十分な数量及び頻度で行われていることによつて当該資産又は当該負債の価格の情報が継続的に提供されている市場をいう。）において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格　レベル一

二　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、前号に掲げる時価の算定に係るインプット以外の時価の算定に係るインプット　レベル二

三　観察できない時価の算定に係るインプット　レベル三

69　この規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項、第六十七条第一項第二号及び第二百二十三条第四項において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

第二編　財務諸表

第一章　総則

（財務諸表の作成基準及び表示方法）

第八条の二　法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一　財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示すること。

二　財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三　財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2　財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて、同一の表示方法を採用しなければならない。

（比較情報の作成）

第八条の二の二　当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

（重要な会計方針の注記）

第八条の二の三　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第八条の二の四　当事業年度の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積り（この編の規定により注記すべき事項の記載に当たつて行つた会計上の見積りを含む。）のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下この条において「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

一　重要な会計上の見積りを示す項目

二　前号に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額

三　前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2　前項第二号及び第三号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第一項第三号に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

4　第一項第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項第二号に掲げる金額の算出方法の記載をもつて代えることができる。この場合において、連結財務諸表に当該算出方法と同一の内容が記載されるときには、その旨を記載し、当該算出方法の記載を省略することができる。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第八条の三　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（以下「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡る適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり当期純利益金額又

は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（第九十五条の五の三第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下この章において同じ。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第八条の三の二　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第八条の三の三　既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称及びその概要

二　当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）

三　当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

2　前項第三号に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しない。

3　第一項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（表示方法の変更に関する注記）

第八条の三の四　表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　財務諸表の組替えの内容

二　財務諸表の組替えを行った理由

三　財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

2　前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第八条の三の五　会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与え

る可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第八条の三の六　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響額

四　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

（修正再表示に関する注記）

第八条の三の七　修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

三　前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額

四　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

（重要な後発事象の注記）

第八条の四　貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第八条の五　この編において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（リース取引に関する注記）

第八条の六　ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ　当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ　リース資産の減価償却の方法

二　財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ　当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ　当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2　当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

4　前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　金融商品の状況に関する次に掲げる事項

イ　金融商品に対する取組方針

ロ　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

ハ　金融商品に係るリスク管理体制

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の（1）から（3）までに掲げる事項

(1)　貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2)　貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3)　貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　時価で貸借対照表日に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の（1）から（3）までに掲げる事項

(1)　貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2)　貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3)　貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ　イ（2）若しくは（3）又はロ（2）若しくは（3）の規定により注記した金融商品の場合には、次の（1）及び（2）に掲げる事項

(1)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(2)　時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ　イ（3）の規定により注記した金融商品の場合には、次の（1）から（5）までに掲げる事項

(1)　時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報

(2)　当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3)　レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

(4)　時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって貸借対照表日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明

(5)　時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明

2　前項本文の規定にかかわらず、市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品

については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記しなければならない。

3　第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

4　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5　第一項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　第一項第三号に掲げる事項を注記していない旨

二　当該投資信託等の貸借対照表計上額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

6　金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項及び次項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品　当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報

二　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品

イ　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

ロ　市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報

7　前項第二号ロに掲げる事項が、財務諸表提出会社の市場リスクの実態を適切に反映していない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

8　金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10　前各項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（有価証券に関する注記）

第八条の七　前条（第十項を除く。）に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　売買目的有価証券　当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時における当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあつては、最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額

二　満期保有目的の債券　当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

三　子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

四　その他有価証券　有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第六号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　取得原価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額

五　当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券　債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

六　当該事業年度中に売却したその他有価証券　有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2　当該事業年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　当該事業年度中に有価証券の減損処理を行つた場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

4　前各項（第一項第三号を除く。）に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八　第八条の六の二（第十項を除く。）に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号、第百四十条第一項並びに第二百二十三条第一項及び第二項において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ　貸借対照表日における時価及び評価損益

二　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引　取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ　貸借対照表日における時価

2　前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項、第百四十条第二項並びに第二百二十三条第三項及び第四項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3　第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4　第一項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（持分法損益等の注記）

第八条の九　連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二　開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社（同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号及び第二百二十五条第二号において同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（関連当事者との取引に関する注記）

第八条の十　財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一　当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

二　当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

三　当該財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係

四　取引の内容

五　取引の種類別の取引金額

六　取引条件及び取引条件の決定方針

七　取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

八　取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至つていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。）又は破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

イ　当事業年度末の貸倒引当金残高

ロ　当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等

ハ　当事業年度に計上した貸倒損失等（一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）

十　関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項

2　前項本文の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第八条第十七項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

3　関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。

一　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二　役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

4　第一項に掲げる事項は、様式第一号により注記しなければならない。

（親会社又は重要な関連会社に関する注記）

第八条の十の二　財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる者が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一　親会社　当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨

二　重要な関連会社　当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ　貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）

ロ　損益計算書項目（売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

2　前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

一　重要な関連会社について合算して記載する方法

二　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた関連会社について合算して記載する方法

（税効果会計の適用）

第八条の十一　法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編において同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

（税効果会計に関する注記）

第八条の十二　前条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）の発生の主な原因別の内訳

二　当該事業年度に係る法人税等の計算に用いられた税率（以下この条において「法定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）の比率（以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。）との間に差異があるときは、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

三　法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額

四　決算日後に法人税等の税率の変更があつた場合には、その内容及び影響

2　繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

一　当該評価性引当額

二　当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容

3　第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

一　繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項

イ　繰越欠損金に法定実効税率を乗じた額

ロ　繰越欠損金に係る評価性引当額

ハ　繰越欠損金に係る繰延税金資産の額
二　繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由
4　第二項第二号及び前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
5　第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。
（確定給付制度に基づく退職給付に関する注記）
第八条の十三　退職給付に関し、確定給付制度（確定拠出制度（一定の掛金を会社等以外の外部に積み立て、当該会社等が当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。次条第一項において同じ。）以外の退職給付制度をいう。第一号及び第八条の十三の三第一項において同じ。）を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。
一　確定給付制度の概要
二　退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表
イ　勤務費用
ロ　利息費用
ハ　数理計算上の差異の発生額
ニ　退職給付の支払額
ホ　過去勤務費用の発生額
ヘ　その他
三　年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表
イ　期待運用収益
ロ　数理計算上の差異の発生額
ハ　事業主である会社等からの拠出額
ニ　退職給付の支払額
ホ　その他
四　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の次に掲げる項目の金額を含む調整表
イ　未認識数理計算上の差異
ロ　未認識過去勤務費用
ハ　その他
五　退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額
イ　勤務費用
ロ　利息費用
ハ　期待運用収益
ニ　数理計算上の差異の費用処理額
ホ　過去勤務費用の費用処理額
ヘ　その他
六　年金資産に関する次に掲げる事項
イ　年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。）
ロ　長期期待運用収益率の設定方法
七　数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項
イ　割引率
ロ　長期期待運用収益率
ハ　その他
八　その他の事項
2　前項第二号ヘ、第三号ホ及び第五号ヘに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。
3　第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）
第八条の十三の二　退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。
一　確定拠出制度の概要
二　確定拠出制度に係る退職給付費用の額
三　その他の事項
2　前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）
第八条の十三の三　第八条の十三の規定にかかわらず、退職給付に関し、複数の事業主である会社等により設立された確定給付制度（以下この項において「複数事業主制度」という。）を採用している場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。
一　財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合　複数事業主制度の概要及び第八条の十三第一項第二号から第八号までに掲げる事項
二　財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合
イ　複数事業主制度の概要
ロ　複数事業主制度に係る退職給付費用の額
ハ　複数事業主制度の直近の積立状況
ニ　複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める財務諸表提出会社のこれらの割合
2　前項第一号の規定により注記すべき事項は、第八条の十三第一項各号に掲げる注記に含めて記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。
3　前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）
第八条の十四　ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。
一　役務の提供を受けた場合には、当該事業年度における費用計上額及び科目名
二　財貨を取得した場合には、その取引における当初の資産計上額又は費用計上額及び科目名
三　権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した金額
2　前項に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（ストック・オプションに関する注記）
第八条の十五　前条の規定のほか、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。
一　付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数
二　株式の種類別のストック・オプションの数
イ　付与数
ロ　当事業年度における権利不確定による失効数
ハ　当事業年度における権利確定数
ニ　前事業年度末及び当事業年度末における権利未確定残数
ホ　当事業年度における権利行使数
ヘ　当事業年度における権利不行使による失効数
ト　前事業年度末及び当事業年度末における権利確定後の未行使残数
三　付与日
四　権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）
五　対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）
六　権利行使期間
七　権利行使価格
八　付与日における公正な評価単価
九　当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使時の株価の平均値
2　前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。
一　契約単位で記載する方法
二　複数契約を集約して記載する方法
3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては、複数契約を集約して記載してはならない。
一　付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション
二　株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション
三　権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション
4　当事業年度に付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションについては、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しなければならない。ただし、使用した算定技法及び使用した主な基礎数値の見積方法の内容が同一のものについては集約して記載することができる。
5　ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しなければならない。

6　未公開企業がストック・オプションを付与している場合には、公正な評価単価の見積方法として、その価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法について記載しなければならない。

7　ストック・オプションの単位当たりの本源的価値（ストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう。以下この項において同じ。）による算定を行った場合には、事業年度末における本源的価値の合計額及び当該事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければならない。

8　ストック・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記しなければならない。条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行わなかった場合には、その旨を注記しなければならない。

9　第一項から前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）

第八条の十六　第八条の十四の規定のほか、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、前条第一項各号に掲げる事項のうち該当する事項について、同条に準じて記載しなければならない。この場合において、提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によったときには、その旨を注記しなければならない。

2　自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に対価性がない場合には、その旨及び対価性がないと判断した根拠を記載しなければならない。

3　前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第八条の十七　当該事業年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項及び第八条の十九第一項本文に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　企業結合の概要

二　財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三　被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

四　取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五　主要な取得関連費用の内容及び金額

六　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

七　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

八　企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返還される取得対価をいう。）の内容及び当該事業年度以降の会計処理方針

九　取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資産に配分された場合には、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

十　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由

十一　連結財務諸表を作成していない会社にあっては、企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当該事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法（当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。）

2　前項の規定にかかわらず、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　第一項第十一号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一　企業結合が事業年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の損益計算書における売上高及び損益情報との差額

二　企業結合が事業年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報

4　前事業年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

5　第一項、第二項及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第八条の十八　当該事業年度において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第十号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとしたときに貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額を注記しなければならない。

2　前項に規定する影響額は、次に掲げる額のいずれかとする。

一　パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と財務諸表提出会社に係る貸借対照表及び損益計算書の当該項目の金額との差額

イ　貸借対照表項目（資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれんをいう。第八条の二十一第二項第一号において同じ。）

ロ　損益計算書項目（売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額、負ののれん発生益及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。第八条の二十一第二項第一号において同じ。）

二　パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の主要な項目の金額

3　第一項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

一　第八条第三十六項第一号に掲げる企業結合　財務諸表提出会社

二　第八条第三十六項第二号に掲げる企業結合　吸収分割会社又は現物出資を行った企業

三　第八条第三十六項第三号に掲げる企業結合　株式交換完全子会社

四　第八条第三十六項第四号に掲げる企業結合　株式交付子会社

4　第一項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する事項及び影響額を注記しなければならない。ただし、前項各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成することとなった場合には、当該事項及び影響額を記載することに代えて、その旨を記載しなければならない。

（段階取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第八条の十九　当該事業年度において他の企業の取得による企業結合が複数の取引によって行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一　第八条の十七第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二　取得企業が取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額と当該取得原価を企業結合日における時価で算定した被取得企業の取得原価との差額

三　前号に掲げる差額を損益として処理した場合に貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額

2　前項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成することとなった場合には、記載することを要しない。

（共通支配下の取引等の注記）

第八条の二十　当該事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　子会社株式を追加取得した場合には、第八条の十七第一項第三号、第四号及び第八号に掲げる事項に準ずる事項

2　前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該取引等全体について記載しなければならない。

3　前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（子会社が親会社を吸収合併した場合の注記）

第八条の二十一　子会社が親会社を吸収合併した場合で、財務諸表提出会社である子会社が連結財務諸表を作成しないときは、親会社が存続会社となったものとした場合の当該事業年度における影響額を注記しなければならない。ただし、影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2　前項に規定する影響額は、次に掲げる額のいずれかとする。

一　親会社が子会社を吸収合併したものとした場合における貸借対照表項目及び損益計算書項目の金額と存続会社に係る当該項目の金額との差額

二　親会社が子会社を吸収合併したものとした場合における貸借対照表及び損益計算書の主要な項目の金額

3　第一項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、記載することを要しない。

（共同支配企業の形成の注記）

第八条の二十二　当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

2　前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（事業分離における分離元企業の注記）

第八条の二十三　当該事業年度において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二　実施した会計処理の概要

イ　移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

ロ　移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

三　分離した事業が含まれていた報告セグメント（第八条の二十九第一項に規定する報告セグメントをいう。）の名称

四　当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　移転損益を認識した事業分離において、分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

2　前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3　当該事業年度における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

4　第一項及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

第八条の二十四　分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

2　前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（企業結合に関する重要な後発事象等の注記）

第八条の二十五　貸借対照表日後に完了した企業結合又は貸借対照表日後に主要な条件について合意をした企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、当該企業結合に関する事項について、第八条の十七（第一項第二号、第十号及び第十一号を除く。）、第八条の二十又は第八条の二十二の規定に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については、記載することを要しない。

2　貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合が同日までに完了していない場合（前項に規定する場合を除く。）には、当該企業結合に関する事項について、同項の規定に準じて注記しなければならない。

3　前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（事業分離に関する重要な後発事象等の注記）

第八条の二十六　分離元企業は、次の各号に掲げる場合には、事業分離について、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　貸借対照表日後に完了した事業分離が重要な後発事象に該当する場合　第八条の二十三第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二　貸借対照表日後に主要な条件について合意をした事業分離が重要な後発事象に該当する場合　第八条の二十三第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

2　前項各号に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（継続企業の前提に関する注記）

第八条の二十七　貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（資産除去債務に関する注記）

第八条の二十八　資産除去債務については、次の各号に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの　次のイからニまでに掲げる事項

イ　当該資産除去債務の概要

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

ハ　当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

ニ　当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

二　前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務　次のイからハまでに掲げる事項
イ　当該資産除去債務の金額を賃借対照表に計上していない旨
ロ　当該資産除去債務の金額を賃借対照表に計上していない理由
ハ　当該資産除去債務の概要
2　前項各号に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（セグメント情報等の注記）
第八条の二十九　企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。
一　報告セグメントの概要
二　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法
三　前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの貸借対照表計上額又は損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
2　報告セグメントに関連する情報（様式第三号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。
一　製品及びサービスごとの情報
二　地域ごとの情報
三　主要な顧客ごとの情報
3　貸借対照表又は損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第四号に定めるところにより注記しなければならない。
一　固定資産の減損損失
二　のれんの償却額及び未償却残高
三　負ののれん発生益
4　前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
5　第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（賃貸等不動産に関する注記）
第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
一　賃貸等不動産の概要
二　賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当該事業年度における主な変動
三　賃貸等不動産の貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法
四　賃貸等不動産に関する損益
2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（公共施設等運営事業に関する注記）
第八条の三十一　財務諸表提出会社は、当該会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。
一　公共施設等運営権の概要
二　公共施設等運営権の減価償却の方法
2　更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。
一　次号に掲げる場合以外の場合　次のイからニまでに掲げる事項
イ　主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期
ロ　更新投資に係る資産の計上方法
ハ　更新投資に係る資産の減価償却の方法
ニ　翌事業年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が公共施設等の管理者等（民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。）に帰属するものに限る。以下この項において同じ。）について、支出額を合理的に見積ることができる場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額
二　公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたつて支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合
次に掲げる事項
イ　前号イ及びハに掲げる事項
ロ　更新投資に係る資産及び負債の計上方法
3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。
一　同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合　当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項
二　個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合　当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項
4　第一項及び第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（収益認識に関する注記）
第八条の三十二　顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
一　顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報
二　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
三　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
2　前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。
3　第一項各号に掲げる事項について、第八条の二の三の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。
4　第一項第一号及び第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、注記を省略することができる。
5　第一項第二号に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
（棚卸資産に関する注記）
第八条の三十三　市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産については、第八条の六の二第一項第三号の規定に準じて注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
2　前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
（注記の方法）
第九条　第八条の二の三の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。
2　第八条の二の四から第八条の三の二までの規定による注記は、第八条の二の三の規定による注記の次に記載しなければならない。
3　この編の規定により記載すべき注記（第八条の二の三から第八条の三の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項

が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の二の四から第八条の三の二までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の三の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

4　第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の三の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

第十条　第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人が、法の規定により提出する財務諸表について、この編の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当該法令又は準則の定めにかかわらず、この編の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が特定の事業に関し、注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

第十条の二　特定信託財産について作成すべき財務諸表について、この編の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めにかかわらず、この編の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

（金額の表示の単位）

第十条の三　財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　貸借対照表

第一節　総則

（貸借対照表の記載方法）

第十一条　貸借対照表の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2　貸借対照表は、様式第五号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類）

第十二条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

第十三条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

第一目　総則

（資産の分類）

第十四条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

第二目　流動資産

（流動資産の範囲）

第十五条　次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一　現金及び預金。ただし、一年内に期限の到来しない預金を除く。

二　受取手形（顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利（当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。第三号及び第十七条第四項において「顧客との契約から生じた債権」という。）その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

二の二　通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の四、第四十七条第一号の二及び第五十一条の四において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三　売掛金（顧客との契約から生じた債権その他の通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

三の二　契約資産（顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、第二号に掲げる受取手形及び前号に掲げる売掛金以外のものをいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

四　売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券

五　商品（販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。以下同じ。）

六　製品、副産物及び作業くず

七　半製品（自製部分品を含む。）

八　原料及び材料（購入部分品を含む。）

九　仕掛品及び半成工事

十　消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの

十一　前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前渡金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。第十七条第一項第十号において同じ。）

十二　その他の資産で一年内に現金化できると認められるもの

第十六条　前払費用で一年内に費用となるべきもの及び未収収益は、流動資産に属するものとする。

第十六条の二　所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　現金及び預金

二　受取手形

三　売掛金

三の二　契約資産

四　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

六　有価証券

七　商品及び製品（半製品を含む。）

八　仕掛品

九　原材料及び貯蔵品

十　前渡金

十一　前払費用

十二　その他

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第九号までに掲げる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

4　第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに同項第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについて、他の項目に属する資産と一括して表示することができる。この場合においては、同項第二号及び第三号に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該注記を省略することができる。

第十八条　親会社株式（会社法第百三十五条第二項及び第八百条第一項の規定により取得したものに限る。第三十一条第一号及び第三十二条の二において同じ。）のうち一年内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

第十九条　第十七条第一項第十二号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金

（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第二十条　流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。

一　当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

二　当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

2　前項第二号の場合において、当該引当金は当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。

3　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十一条　削除

第三目　固定資産

（有形固定資産の範囲）

第二十二条　次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

一　建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

二　構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）

三　機械及び装置並びにコンベヤー、ホイスト、起重機等の搬送設備その他の付属設備

四　船舶及び水上運搬具

五　鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

六　工具、器具及び備品。ただし、耐用年数一年以上のものに限る。

七　土地

八　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

九　建設仮勘定（第一号から第七号までに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。次条において同じ。）

十　その他の有形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条　有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　建物（その付属設備を含む。以下同じ。）

二　構築物

三　機械及び装置（その付属設備を含む。以下同じ。）

四　船舶（水上運搬具を含む。以下同じ。）

五　車両及びその他の陸上運搬具

六　工具、器具及び備品

七　土地

八　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

九　建設仮勘定

十　その他

2　第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

第二十四条　前条第一項第十号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（減損損失累計額の表示）

第二十六条の二　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額（前条の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2　減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもつて掲記することができる。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

3　第二十五条及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除科目として掲記する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の科目をもつて掲記することができる。

4　前項の場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しなければならない。

5　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（無形固定資産の範囲）

第二十七条　次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

一　のれん

二　特許権

三　借地権

四　地上権

五　商標権

六　実用新案権

七　意匠権

八　鉱業権

九　漁業権

十　入漁権

十一　ソフトウエア

十二　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

十三　公共施設等運営権

十四　その他の無形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないもの

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　のれん

二　特許権

三　借地権（地上権を含む。）

四　商標権

五　実用新案権

六　意匠権

七　鉱業権

八　漁業権（入漁権を含む。）

九　ソフトウエア

十　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

十一　公共施設等運営権

十二　その他

2　第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

第二十九条　前条第一項第十二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第三十条　各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一　関係会社株式（売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式を除く。以下同じ。）

その他流動資産に属しない有価証券

二　出資金

三　長期貸付金

四　前払年金費用

五　繰延税金資産

六　前各号に掲げるもののほか、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産

第三十一条の二　前払費用で、第十六条に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の四　電子記録債権のうち第十五条第二号の二及び第十二号に掲げる資産に該当するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　投資有価証券。ただし、関係会社株式、関係会社社債及びその他の関係会社有価証券（関係会社有価証券のうち、関係会社株式及び関係会社社債以外のものをいう。以下この項において同じ。）を除く。

二　関係会社株式

三　関係会社社債

四　その他の関係会社有価証券

五　出資金。ただし、関係会社出資金を除く。

六　関係会社出資金

七　長期貸付金。ただし、株主、役員、従業員又は関係会社に対する長期貸付金を除く。

八　株主、役員又は従業員に対する長期貸付金

九　関係会社長期貸付金

十　破産更生債権等

十一　長期前払費用

十二　前払年金費用

十三　繰延税金資産

十四　その他

2　第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二　親会社株式のうち第十八条に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもって別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

第三十二条の三　土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号。以下「土地再評価法」という。）第七条第一項に規定する再評価に係る繰延税金資産は、投資その他の資産に再評価に係る繰延税金資産の科目をもって別に掲記しなければならない。

第三十三条　第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第三十四条　第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

第三十五条　削除

第四目　繰延資産

（繰延資産の範囲）

第三十六条　創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費は、繰延資産に属するものとする。

（繰延資産の区分表示）

第三十七条　繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　創立費

二　開業費

三　株式交付費

四　社債発行費

五　開発費

2　第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十八条　各繰延資産に対する償却累計額は、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

第五目　雑則

（関係会社に対する資産の注記）

第三十九条　関係会社との取引に基づいて発生した受取手形、売掛金及び契約資産の合計額が資産の総額の百分の五を超える場合には、当該受取手形、売掛金及び契約資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金及び契約資産の合計額のいずれかの金額が資産の総額の百分の五以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2　関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金、契約資産及び第三十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3　前二項に規定する関係会社に対する資産で、前二項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が資産の総額の百分の五を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

第四十条及び第四十一条　削除

（事業用土地の再評価に関する注記）

第四十二条　土地再評価法の規定により事業用土地の再評価を行った場合には、その旨、同法第三条第三項に規定する再評価の方法、当該再評価を行った年月日、当該事業用土地の再評価前及び再評価後の帳簿価額を注記しなければならない。

2　土地再評価法の規定により再評価されている事業用土地がある場合には、その旨、同法第三条第三項に規定する再評価の方法、当該再評価年月日及び同法第十条に規定する差額を注記しなければならない。

3　前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（担保資産の注記）

第四十三条　資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

第四十四条　削除

第三節　負債

第一目　総則

（負債の分類）

第四十五条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

第四十六条　削除

第二目　流動負債

（流動負債の範囲）

第四十七条　次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

一　支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。以下同じ。）

一の二　電子記録債権に係る債務（通常の取引に基づいて発生したものに限る。）

二　買掛金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金をいう。以下同じ。）

二の二　契約負債（顧客との契約に基づいて財貨若しくは役務を交付又は提供する義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、未だ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。）

三　前受金

四　引当金（資産に係る引当金を除く。以下この目及び第三目において同じ。）。ただし、一年内に使用されないと認められるものを除く。

五　通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

六　その他の負債で一年内に支払又は返済されると認められるもの

第四十八条　未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。

第四十八条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

第四十八条の三　資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

一　支払手形

二　買掛金

三　短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。以下同じ。）。ただし、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。
四　リース債務
五　未払金
六　未払費用
七　未払法人税等
七の二　契約負債
八　前受金
九　預り金。ただし、株主、役員又は従業員からの預り金を除く。
十　前受収益
十一　引当金
十二　資産除去債務
十三　公共施設等運営権に係る負債
十四　その他

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げない。

3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

4　第一項第十一号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

5　第一項の規定にかかわらず、同項第七号の二に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該注記を省略することができる。

第五十条　前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

第三目　固定負債

（固定負債の範囲）

第五十一条　社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、繰延税金負債、引当金（第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の三　資産除去債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四　電子記録債権に係る債務のうち第四十七条第一号の二及び第六号に掲げる負債に該当するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　社債
二　長期借入金（金融手形を含む。以下同じ。）。ただし、株主、役員、従業員又は関係会社からの長期借入金を除く。
三　関係会社長期借入金
四　リース債務
五　繰延税金負債
六　引当金
七　資産除去債務
八　公共施設等運営権に係る負債
九　その他

2　第四十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

第五十二条の二　土地再評価法第七条第一項に規定する再評価に係る繰延税金負債は、固定負債に再評価に係る繰延税金負債の科目をもって別に掲記しなければならない。

第五十三条　第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

第四目　雑則

（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）

第五十四条　第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

第五十四条の二　削除

（特別法上の準備金等）

第五十四条の三　法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金で、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、第十三条及び第四十五条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第五十四条の四　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

2　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合　その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該棚卸資産の金額
二　前項の規定により同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合　その旨及び相殺表示した棚卸資産の金額

3　第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定する棚卸資産について準用する。

4　第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（関係会社に対する負債の注記）

第五十五条　関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛金の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の百分の五以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2　関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3　前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第五十六条　取得と判定された企業結合において、企業結合に係る特定勘定（取得後に発生することが予測される費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているものをいう。第九十五条の三の三において同じ。）が負債に計上されている場合には、その主な内容及び金額を注記しなければならない。

2　前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第五十七条　削除

（偶発債務の注記）

第五十八条　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。以下同じ。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第四節　純資産

第一目　総則

（純資産の分類）

第五十九条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

第二目　株主資本

（株主資本の分類）

第六十条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

（資本金の表示）

第六十一条　資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならない。

（新株式申込証拠金の表示）

第六十二条　申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第六十条の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を設け、新株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　前項の場合には、当該株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額を注記しなければならない。

（資本剰余金の区分表示）

第六十三条　資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　資本準備金

二　その他資本剰余金（資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。）

2　法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものは、資本準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第六十四条　削除

（利益剰余金の区分表示）

第六十五条　利益剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　利益準備金

二　その他利益剰余金

2　法律で定める準備金で利益準備金に準ずるものは、利益準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

3　その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設定目的を示す科目又は繰越利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

（自己株式の表示）

第六十六条　自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもつて掲記しなければならない。

（自己株式申込証拠金の表示）

第六十六条の二　自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、第六十条の規定にかかわらず、自己株式の次に自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

第三目　評価・換算差額等

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第六十七条　評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）

二　繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）

三　土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）

2　前項に掲げる項目のほか、評価・換算差額等の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

第三目の二　株式引受権

（株式引受権の表示）

第六十七条の二　株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。

第四目　新株予約権

（新株予約権の表示）

第六十八条　新株予約権は、新株予約権の科目をもつて掲記しなければならない。

2　自己新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。ただし、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自己新株予約権の科目をもつて掲記することを妨げない。

第五目　雑則

（指定法人の純資産の記載）

第六十八条の二　削除

第六十八条の三　指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（一株当たり純資産額の注記）

第六十八条の四　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

3　前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第三章　損益計算書

第一節　総則

（損益計算書の記載方法）

第六十九条　損益計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2　損益計算書は、様式第六号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第七十条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高

二　売上原価（役務原価を含む。以下同じ。）

三　販売費及び一般管理費

四　営業外収益

五　営業外費用

六　特別利益

七　特別損失

（兼業会社の売上高等の記載方法）

第七十一条　二以上の種類の事業を営む場合における売上高及び売上原価に関する記載は、事業の種類ごとに区分してすることができる。

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第七十二条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

2　前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもつて代えることができる。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該記載及び当該注記を省略することができる。

（棚卸資産の評価差額の表示方法）

第七十二条の二　市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならない。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができる。

第七十三条　削除

（関係会社に対する売上高の注記）

第七十四条　関係会社に対する売上高が売上高の総額の百分の二十を超える場合には、その金額を注記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第七十五条　売上原価に属する項目は、第一号及び第二号の項目を示す名称を付した科目並びにこれらの科目に対する控除科目としての第三号の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下この項及び次条において同じ。）の期首棚卸高

二　当期商品仕入高又は当期製品製造原価

三　商品又は製品の期末棚卸高

2　前項第二号の当期製品製造原価については、その内訳を記載した明細書を損益計算書に添付しなければならない。ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報を注記している場合は、この限りでない。

第七十六条　前条第一項の商品又は製品について販売、生産又は仕入以外の理由による増減高がある場合、その他売上原価の項目として付加すべきものがある場合には、同項各号の項目を示す科目のほか、当該項目の内容を示す科目をもつて別に掲記しなければならない。

（工事損失引当金繰入額の注記）

第七十六条の二　売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額については、その金額を注記しなければならない。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（売上原価明細書の添付）

第七十七条　第七十五条第一項の規定は、売上原価を同項各号の項目に区分して記載することが困難であると認められる場合又は不適当と認められる場合には、適用しない。この場合においては、売上原価の内訳を記載した明細書を損益計算書に添付しなければならない。

（特定事業会社の原価明細書）

第七十八条　第二条の規定の適用を受ける事業に関して定められた法令又は準則において、第七十五条第二項又は前条に規定する明細書と同一内容の書類が附属明細表として規定されている場合には、当該事業を営む株式会社及び指定法人が法の規定により提出する財務諸表については、当該明細表を損益計算書に添付し、附属明細表としての記載を省略するものとする。

2　第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。

一　鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）に定める鉄道事業営業費明細表

二　自動車道事業会計規則（昭和三十九年運輸省・建設省令第三号）に定める自動車道事業営業費明細表

三　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）に定める電気通信事業営業費用明細表（部門別再掲）

四　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）に定める電気事業営業費用明細表

五　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）に定める営業費明細表

六　高速道路事業等会計規則（平成十七年国土交通省令第六十五号）に定める高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表

七　社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年厚生労働省令第三十八号）に定める事業費用明細表

八　有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）に定める事業費用明細表

3　前項第一号から第三号までに掲げる附属明細表については、適当と認められる費目に要約して記載することができる。

（商品仕入高の表示方法）

第七十九条　第七十五条第一項第二号の当期商品仕入高は、当期商品仕入高の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、商品の総仕入高（仕入運賃及び直接購入諸掛を含む。）を示す名称を付した科目及びその控除科目としての仕入値引、戻し高等の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

（棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載）

第八十条　通常の販売の目的をもつて所有する棚卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該棚卸資産の期末棚卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、当該切下額に重要性が乏しい場合には、区分掲記又は注記を省略することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、区分掲記又は注記を要しない。

第八十一条　削除

第八十二条　削除

（売上総損益金額の表示）

第八十三条　売上高から売上原価を控除した額（売上原価が売上高をこえる場合は、売上原価から売上高を控除した額）は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の範囲）

第八十四条　会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第八十五条　販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2　前項ただし書に規定する主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費目をいう。

（研究開発費の注記）

第八十六条　一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければならない。

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（貸倒償却の表示方法）

第八十七条　通常の取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、異常なものを除き販売費として、当該費用を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（関係会社に係る営業費用の注記）

第八十八条　関係会社との取引により発生した商品若しくは原材料の仕入高、委託加工費、不動産賃借料又は経費分担額（関係会社において発生した事業年度中の経費の一定割合を財務諸表提出会社において負担する契約に基づくものをいう。）で、その金額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2　前項に規定する関係会社との取引により発生した費用で、前項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（営業損益金額の表示）

第八十九条　売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額（販売費及び一般管理費の合計額が売上総利益金額をこえる場合は、販売費及び一般管理費の合計額から売上総利益金額を控除した額）を営業利益金額若しくは営業損失金額として表示し、又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の合計額を加えた額を営業損失金額として表示しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第九十条　営業外収益に属する収益は、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（関係会社に係る営業外収益の注記）

第九十一条　営業外収益に属する関係会社との取引により発生した収益で、その金額が営業外収益の総額の百分の十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2　前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る収益の合計額が営業外収益の総額の百分の十を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

第九十二条　削除

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（関係会社に係る営業外費用の注記）

第九十四条　営業外費用に属する関係会社との取引により発生した費用で、その金額が営業外費用の総額の百分の十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2　前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る費用の合計額が営業外費用の総額の百分の十を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（経常損益金額の表示）

第九十五条　営業利益金額又は営業損失金額に、営業外収益の金額を加減し、次に営業外費用の金額を加減した額を、経常利益金額又は経常損失金額として表示しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第九十五条の二　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各

利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（特別損失の表示方法）

第九十五条の三　特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（減損損失に関する注記）

第九十五条の三の二　減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要

イ　用途

ロ　種類

ハ　場所

ニ　その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容

二　減損損失を認識するに至つた経緯

三　減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

四　資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法

五　回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

2　前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第九十五条の三の三　企業結合に係る特定勘定の取崩益が生じた場合には、重要性が乏しい場合を除き、内容及び金額を注記しなければならない。

2　前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（税引前当期純損益の表示）

第九十五条の四　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の金額を加減し、次に特別損失の金額を加減した額を、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

第六節　当期純利益又は当期純損失

（当期純利益又は当期純損失）

第九十五条の五　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

3　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり当期純損益金額に関する注記）

第九十五条の五の二　一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額が算定されている旨

3　前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記）

第九十五条の五の三　潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が算定されている旨

3　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

4　前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第七節　雑則

（原価差額の表示方法）

第九十六条　財務諸表提出会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従つて処理された結果に基づいて、売上原価又は棚卸資産の期末棚卸高に含めて記載しなければならない。ただし、原価性を有しないと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

第九十七条　削除

（引当金繰入額の区分表示）

第九十八条　引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第九十八条の二　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四章　株主資本等変動計算書

第一節　総則

（株主資本等変動計算書の記載方法）

第九十九条　株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2　株主資本等変動計算書は、様式第七号により記載するものとする。

（株主資本等変動計算書の区分表示）

第百条　株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2　株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節　株主資本

第百一条　株主資本は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　株主資本に記載される科目の当事業年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3　剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4　当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第百二条　その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第三節　評価・換算差額等

第百三条　評価・換算差額等は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　評価・換算差額等に記載される科目は、当事業年度変動額を一括して記載するものとする。

ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第百四条　評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第三節の二　株式引受権

第百四条の二　株式引受権は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　株式引受権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第四節　新株予約権

第百五条　新株予約権は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　新株予約権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節　注記事項

（発行済株式に関する注記）

第百六条　発行済株式の種類及び総数については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　発行済株式の種類ごとに、当事業年度期首及び当事業年度末の発行済株式総数並びに当事業年度に増加又は減少した発行済株式数

二　発行済株式の種類ごとの変動事由の概要

2　前項に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（自己株式に関する注記）

第百七条　自己株式の種類及び株式数については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　自己株式の種類ごとに、当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数並びに当事業年度に増加又は減少した自己株式数

二　自己株式の種類ごとの変動事由の概要

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（新株予約権等に関する注記）

第百八条　新株予約権については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新株予約権の目的となる株式の種類

二　新株予約権の目的となる株式の数

三　新株予約権の事業年度末残高

2　前項第一号及び第二号に掲げる事項は、新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、記載することを要しない。

3　第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当事業年度期首及び当事業年度末の数、当事業年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当事業年度末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　前三項の規定は、自己新株予約権について準用する。

5　第一項から前項までに定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（配当に関する注記）

第百九条　配当については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日及び効力発生日

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額（剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）、一株当たり配当額、基準日並びに効力発生日

三　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものについては、配当の原資及び前二号に準ずる事項

2　前項に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第六節　雑則

第百九条の二　指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章　キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第百十条　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2　キャッシュ・フロー計算書は、様式第八号又は第九号により記載するものとする。

（キャッシュ・フロー計算書の作成の対象）

第百十一条　キャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表を作成していない会社が作成するものとする。

（キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第百十二条　キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の期末残高

第二節　キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法）

第百十三条　前条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、営業利益又は営業損失の計算の対象となつた取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　営業収入、原材料又は商品の仕入れによる支出、人件費の支出その他適当と認められる項目に分けて主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法

二　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法

イ　損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目

ロ　売上債権、棚卸資産、仕入債務その他営業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額

ハ　損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる項目

（投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法）

第百十四条　第百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券（現金同等物を除く。以下この条において同じ。）の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、投資有価証券の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

（財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法）

第百十五条　第百十二条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

（現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載）

第百十六条　第百十二条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

2　第百十二条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、営業活動に

よるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

第三節　雑則

（利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法）

第百十七条　利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

一　利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

二　利息及び配当金の受取額は第百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

（現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等に係るキャッシュ・フローの表示方法）

第百十八条　現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等に係るキャッシュ・フローは、第百十二条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条　キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第二号に掲げる事項については、同号に規定する資産及び負債の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

二　現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等を行った場合には、当該事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳

三　重要な非資金取引の内容

2　前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

第六章　附属明細表

（附属明細表の記載方法）

第百二十条　附属明細表の記載方法は、本章の定めるところによる。

（附属明細表の種類）

第百二十一条　附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

一　有価証券明細表

二　有形固定資産等明細表

三　社債明細表

四　借入金等明細表

五　引当金明細表

六　資産除去債務明細表

2　前項各号に掲げる附属明細表の様式は、様式第十号から第十五号までに定めるところによる。

3　財務諸表提出会社（法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者に限る。）は、第一項第一号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第百二十三条第一号に規定する場合を除く。）。

4　財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第百二十三条第一号に規定する場合を除く。）。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第百二十二条　別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。

一　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）、鉄道事業会計規則又は自動車道事業会計規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第三号）、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）又は株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三　海運企業財務諸表準則（昭和二十九年運輸省告示第四百三十一号）の適用を受ける株式会社については、同準則に定める海運業収益及び費用明細表を作成するとともに、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

四　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の適用を受ける株式会社については、同令に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとし、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六　電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ　固定資産等明細表

ロ　有価証券明細表

ハ　社債明細表

ニ　引当金明細表

ホ　資産除去債務明細表

六の二　ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ　固定資産等明細表

ロ　有価証券明細表

ハ　引当金明細表

七　電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ　固定資産期中増減明細表

ロ　固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）

ハ　減価償却費等明細表

ニ　長期投資及び短期投資明細表

ホ　社債明細表

ヘ　借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

ト　引当金明細表

八　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の適用を受ける特定目的会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資

産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

九　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人については、同令に定める様式による有価証券明細表、デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。）の明細表、投資法人債明細表並びに借入金明細表を作成するものとする。

十　特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の適用を受ける株式会社又は指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、前各号に掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、当該各号に規定するところにより作成するものとする。

十一　高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二　社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ　有価証券明細表

ロ　有形固定資産等明細表

ハ　社会医療法人債明細表

ニ　借入金等明細表

ホ　引当金明細表

十三　有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ　有形固定資産等明細表

ロ　有価証券明細表

ハ　特定資産明細表

ニ　学校債明細表

ホ　借入金等明細表

ヘ　引当金明細表

（特定信託財産の附属明細表）

第百二十三条　特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

一　特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、第百二十一条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

二　投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

（附属明細表の作成の省略）

第百二十四条　有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第一号の附属明細表の作成を省略することができる。

第百二十五条　当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であって、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

第百二十五条の二　当該事業年度期首及び当該事業年度末における資産除去債務の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第六号の附属明細表の作成を省略することができる。

第百二十六条　前三条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第百二十七条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

一　貸借対照表　様式第五号の二

二　損益計算書　様式第六号の二

三　株主資本等変動計算書　様式第七号の二

四　有形固定資産等明細表　様式第十一号の二

五　引当金明細表　様式第十四号の二

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一　第八条の二の三　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第百一条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

二　第八条の三の四　会社計算規則第百二条の三第一項各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

三　第八条の三の五　会社計算規則第百二条の四各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

四　第十八条及び第三十二条の二　会社計算規則第百三条第九号に掲げる事項

五　第三十九条及び第五十五条　会社計算規則第百三条第六号に掲げる事項

六　第四十三条　会社計算規則第百三条第一号に掲げる事項

七　第五十八条　会社計算規則第百三条第五号に掲げる事項

八　第七十四条、第八十八条、第九十一条及び第九十四条　会社計算規則第百四条に規定する関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

（特例財務諸表提出会社に該当する旨の記載）

第百二十八条　特例財務諸表提出会社が前条の規定により財務諸表を作成した場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特例財務諸表提出会社に該当する旨

二　前条の規定により財務諸表を作成している旨

第三編　第一種中間財務諸表

第一章　総則

（第一種中間財務諸表作成の一般原則）

第百二十九条　第一種中間財務諸表は、原則として財務諸表の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されなければならない。

2　前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る第一種中間財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中間会計期間において継続して適用しなければならない。

3　第一種中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

（比較情報の作成）

第百三十条　当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表は、当該第一種中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる第一種中間財務諸表の区分に応じ、当該第一種中間財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

一　中間貸借対照表　前事業年度に係る事項

二　中間損益計算書　前中間会計期間に係る事項

三　中間キャッシュ・フロー計算書　前中間会計期間に係る事項

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第百三十一条　会計基準等の改正等に伴い重要な会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容
三　税引前中間純損益金額に対する影響額及び
　その他の重要な項目に対する影響額
四　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不
　可能な理由
五　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開
　始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計基準等の名称
二　当該会計方針の変更の内容
三　当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要
四　税引前中間純損益金額に対する影響額及び
　その他の重要な項目に対する影響額

4　第二項第三号及び前項第四号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）
第百三十二条　会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由
三　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由
三　税引前中間純損益金額に対する影響額及び
　その他の重要な項目に対する影響額
四　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不
　可能な理由
五　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開
　始日

3　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4　前事業年度において会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行つており、かつ、当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る第一種中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。
（会計上の見積りの変更に関する注記）
第百三十三条　会計上の見積りについて重要な変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計上の見積りの変更の内容
二　税引前中間純損益金額に対する影響額及び
　その他の重要な項目に対する影響額

2　前項第二号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）
第百三十四条　重要な会計方針の変更を行つた場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由
三　税引前中間純損益金額に対する影響額及び
　その他の重要な項目に対する影響額

2　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
（修正再表示に関する注記）
第百三十五条　修正再表示を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
一　誤謬（びゅう）の内容
二　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
（第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）
第百三十六条　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
（重要な後発事象の注記）
第百三十七条　中間貸借対照表日後、第一種中間財務諸表提出会社の当該第一種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。
（金融商品に関する注記）
第百三十八条　金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額、時価及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2　前項本文の規定にかかわらず、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

3　時価で中間貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　当該項目ごとの次に掲げる事項
　イ　中間貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額
　ロ　中間貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額
　ハ　中間貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額
二　前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

4　前項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの中間貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

5　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7　投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8　第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。
（有価証券に関する注記）
第百三十九条　前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められ

る場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一　満期保有目的の債券　次に掲げる事項

イ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額

ロ　中間貸借対照表日における時価

ハ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と時価との差額

二　その他有価証券　株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イ　取得原価

ロ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額

ハ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と取得原価との差額

（デリバティブ取引に関する注記）

第百四十条　第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものを除くことができる。）については、当該取引が会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2　前項に規定する事項は、取引の種類に区分して記載しなければならない。

（税効果会計の適用）

第百四十一条　法人税等については、税効果会計（中間貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において同じ。）を適用して第一種中間財務諸表を作成しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第百四十二条　関連会社を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第百四十三条　当中間会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　企業結合の概要

二　中間損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三　被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

四　取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

六　前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨

2　前項ただし書の規定にかかわらず、当中間会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　中間貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた中間会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、同項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

4　前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、第一種中間財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第百四十四条　当中間会計期間において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項各号に掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとしたときに中間貸借対照表及び中間損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2　前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた中間会計期間の末日後においても、影響の概算額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する事項及び影響の概算額を注記しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、第八条の十八第三項第二号から第四号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（共通支配下の取引等の注記）

第百四十五条　当中間会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　子会社株式を追加取得した場合には、第百四十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項

2　前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中間会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　子会社が親会社を吸収合併した場合で、子会社が第一種中間連結財務諸表を作成していないときは、親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の中間貸借対照表及び当中間会計期間に係る中間損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

4　前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた中間会計期間の末日後においても、影響の概算額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する影響の概算額を注記しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第百四十六条　当中間会計期間において共同支配企業の形成を行った場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中間会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離元企業の注記）

第百四十七条　当中間会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二　実施した会計処理の概要としてイ又はロに定める事項

イ　移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

ロ　移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

三　分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

四　中間損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

2　前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3　当中間会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業

分離に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

第百四十八条　分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

（継続企業の前提に関する注記）

第百四十九条　中間貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を第一種中間財務諸表に反映しているか否かの別

（追加情報の注記）

第百五十条　この編において特に定める注記のほか、第一種中間財務諸表提出会社の利害関係人が、第一種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（セグメント情報等の注記）

第百五十一条　セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第十六号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二　前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三　報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象の概要（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）

2　当中間会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があつた場合には、その内容を注記しなければならない。

3　前事業年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前中間会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当中間会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前中間会計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当中間会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記しなければならない。

4　前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

5　当中間会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負ののれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

（収益認識に関する注記）

第百五十二条　当中間会計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であつて、投資者その他の第一種中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2　前項に規定する事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項に規定する事項の記載を省略することができる。

（注記の方法）

第百五十三条　第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　この編（第百三十一条から第百三十六条までを除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている第一種中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものを除き、第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、これらの規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

3　第百四十九条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

4　前項の場合において、第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第百四十九条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第百五十四条　第一種中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間貸借対照表

第一節　総則

（中間貸借対照表の記載方法）

第百五十五条　中間貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間貸借対照表は、様式第十七号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第百五十六条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第百五十七条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第百五十八条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第百五十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第百六十条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　現金及び預金

二　受取手形、売掛金及び契約資産

三　有価証券

四　商品及び製品（半製品を含む。）

五　仕掛品

六　原材料及び貯蔵品

七　その他

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第七号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4　第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第百六十一条　第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（有形固定資産の区分表示）

第百六十二条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の十を超えるものがある場合又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切な場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれの資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第百六十三条　有形固定資産に対する減価償却累計額は、次に掲げる方法のいずれかにより掲記又は表示しなければならない。

一　有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記する方法

二　各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

三　有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法

（有形固定資産の減損損失累計額の表示）

第百六十四条　第二十六条の二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

（無形固定資産の区分表示）

第百六十五条　無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第百六十二条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第百六十六条　第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第百六十七条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第百六十二条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第百六十八条　第三十四条において準用する第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第百六十九条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第百六十二条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第百七十条　第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第百七十一条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第百七十二条　第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第百七十三条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて掲記することができる。

一　社債

二　長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）

三　引当金

四　資産除去債務

五　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（偶発債務の注記）

第百七十五条　第五十八条の規定は、偶発債務について準用する。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第百七十六条　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければならない。

一　棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第四節　純資産

（純資産の分類）

第百七十七条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第百七十八条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　第六十一条の規定は、資本金について準用する。

3　第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4　第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

5　第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第百七十九条　第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（株式引受権の表示）

第百八十条　第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第百八十一条　第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第百八十二条　準備金等は、第百五十七条及び第百七十一条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の記載）

第百八十三条　別記事業を営む会社が中間貸借対照表を作成する場合においてその資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第百八十四条　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合においてその純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第百八十五条　中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間損益計算書は、様式第十八号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第百八十六条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高
二　売上原価
三　販売費及び一般管理費
四　営業外収益
五　営業外費用
六　特別利益
七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第百八十七条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第百八十八条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第百八十九条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第百九十条　販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2　前項ただし書に規定する主要な費目とは、引当金繰入額（その金額が少額であるものを除く。）及びこれ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十以下であつても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

（営業損益金額の表示）

第百九十一条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第百九十二条　営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（営業外費用の表示方法）

第百九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（経常損益金額の表示）

第百九十四条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第百九十五条　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（特別損失の表示方法）

第百九十六条　特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（税引前中間純損益金額の表示）

第百九十七条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額として記載しなければならない。

第六節　中間純利益又は中間純損失

（中間純利益又は中間純損失）

第百九十八条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税
二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

3　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額に関する注記）

第百九十九条　当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨
二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第二百条　当中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（潜在株式に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨
二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

3　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

第七節　雑則

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第二百一条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第二百二条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、中間損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第二百三条　別記事業を営む会社が中間損益計算書を作成する場合においてその収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第四章　中間キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第二百四条　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第十九号又は様式第二十号により記載するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第二百五条　中間キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第二百六条　第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第二百七条　中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五章　株主資本等に関する注記

（配当に関する注記）

第二百八条　当中間会計期間において行われた配当については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三　基準日が当事業年度の開始の日から当中間会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるものについては、前二号に掲げる事項に準ずる事項

（株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記）

第二百九条　株主資本の金額に、前事業年度末に比して著しい変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

第四編　第二種中間財務諸表

第一章　総則

（第二種中間財務諸表作成の一般原則）

第二百十条　第二種中間財務諸表は、中間会計期間に係る第二種中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

2　前事業年度において財務諸表作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中間会計期間において継続して適用しなければならない。

3　第二種中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

（比較情報の作成）

第二百十一条　当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表は、当該第二種中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる第二種中間財務諸表の区分に応じ、当該第二種中間財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

一　中間貸借対照表　前事業年度に係る事項

二　中間損益計算書　前中間会計期間に係る事項

三　中間株主資本等変動計算書　前中間会計期間に係る事項

四　中間キャッシュ・フロー計算書　前中間会計期間に係る事項

（重要な会計方針の注記）

第二百十二条　会計方針については、第二種中間財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の第二種中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第二百十三条　会計基準等の改正等に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（第三百二条第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。）をいう。以下この章において同じ。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載

される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第二百十四条　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

イ　当該会計方針の変更を行つた理由

ロ　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前事業年度において会計方針の変更を行つており、かつ、当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（表示方法の変更に関する注記）

第二百十五条　表示方法の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　第二種中間財務諸表の組替えの内容

二　第二種中間財務諸表の組替えを行つた理由

三　第二種中間財務諸表の主な項目に係る前事業年度及び前中間会計期間における金額

2　前項の規定にかかわらず、第二種中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第二百十六条　会計上の見積りの変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が第二種中間財務諸表に与えている影響額

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第二百十七条　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三　当該会計方針の変更が第二種中間財務諸表に与えている影響額

（修正再表示に関する注記）

第二百十八条　修正再表示を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

三　前事業年度又は当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

四　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

（重要な後発事象の注記）

第二百十九条　中間貸借対照表日後、第二種中間財務諸表提出会社の当該第二種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（リース取引に関する注記）

第二百二十条　第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第二百二十一条　第八条の六の二第一項（第一号を除く。）から第五項まで及び第十項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同項第三号中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「期末残高」とあるのは「中間会計期間末残高」と、同条第二項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第三項中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「期末残高」とあるのは「中間会計期間末残高」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第十項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二

種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有価証券に関する注記）

第二百二十二条　第八条の七第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（デリバティブ取引に関する注記）

第二百二十三条　第二百二十一条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間貸借対照表日における時価を注記することができる。

3　第一項に規定する事項は、取引の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4　第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

5　第一項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（税効果会計の適用）

第二百二十四条　法人税等については、税効果会計を適用して第二種中間財務諸表を作成しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第二百二十五条　第二種中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二　開示対象特別目的会社がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第二百二十六条　第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第二百二十七条　前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、第二種中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

一　付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

二　株式の種類別のストック・オプションの付与数

三　付与日

四　権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）

五　対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）

六　権利行使期間

七　権利行使価格

八　付与日における公正な評価単価

2　前項の注記は、次に掲げる方法のいずれかにより記載しなければならない。

一　契約単位で記載する方法

二　複数契約を集約して記載する方法

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げるストック・オプションについては、複数契約を集約して記載してはならない。

一　付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション

二　株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション

三　権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション

4　前三項に定める事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第二百二十八条　第八条の十七の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条各項に定める場合を除く。）について準用する。この場合において、第八条の十七第一項から第三項までの規定中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「第二種中間財務諸表に」と、同項第十一号及び同条第五項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同号及び同条第三項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。

（逆取得となる企業結合等が行われた場合の注記）

第二百二十九条　第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同号ロ中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「、中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第四項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　第八条の十九の規定は、他の企業の取得による企業結合が複数の取引によつて行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第二項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

（共通支配下の取引等の注記）

第二百三十条　第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用する。この場合において、第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、第八条の二十第三項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

（共同支配企業の形成の注記）

第二百三十一条　第八条の二十二の規定は、共同支配企業を形成する企業結合について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離元企業の注記）

第二百三十二条　第八条の二十三の規定は、重要な事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第四号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離先企業の注記）

第二百三十三条　第八条の二十四の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（企業結合に関する重要な後発事象等の注記）

第二百三十四条　第八条の二十五の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離に関する重要な後発事象等の注記）

第二百三十五条　第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（継続企業の前提に関する注記）

第二百三十六条　中間貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を第二種中間財務諸表に反映しているか否かの別

（資産除去債務に関する注記）

第二百三十七条　第八条の二十八（第一項第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（セグメント情報等の注記）

第二百三十八条　セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第二十一号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントの概要

二　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三　前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間貸借対照表計上額又は中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2　報告セグメントに関連する情報（様式第二十二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一　製品及びサービスごとの情報

二　地域ごとの情報

三　主要な顧客ごとの情報

3　中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第二十三号に定めるところにより注記しなければならない。

一　固定資産の減損損失

二　のれんの償却額及び未償却残高

三　負ののれん発生益

4　前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

5　第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百三十九条　第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第八条の三十第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（棚卸資産に関する注記）

第二百四十条　第八条の三十三の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（収益認識に関する注記）

第二百四十一条　第八条の三十二の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「第二種中間財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同条第五項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第八条の三十二第一項第二号及び第三号に規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期（これらに関連する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。）に重要な変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができる。

（追加情報の注記）

第二百四十二条　この編において特に定める注記のほか、第二種中間財務諸表提出会社の利害関係人が、第二種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（注記の方法）

第二百四十三条　第二百十二条の規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　第二百十三条から第二百十八条までの規定による注記は、第二百十二条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3　この編（第二百十二条から第二百十八条までを除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている第二種中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものを除き、第二百十二条から第二百十八条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第二百十二条の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

4　第二百三十六条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第二百十二条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二百三十六条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第二百四十四条　第二種中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間貸借対照表

第一節　総則

（中間貸借対照表の記載方法）

第二百四十五条　中間貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間貸借対照表は、様式第二十四号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第二百四十六条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第二百四十七条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第二百四十八条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第二百四十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百五十条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　現金及び預金

二　受取手形、売掛金及び契約資産

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　有価証券

六　棚卸資産（第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

七　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第七号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第二百五十一条　第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有形固定資産の区分表示）

第二百五十二条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第二百五十三条　第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有形固定資産の減損損失累計額の表示）

第二百五十四条　第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。この場合において、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（無形固定資産の区分表示）

第二百五十五条　無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第二百五十二条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第二百五十六条　第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第二百五十七条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第二百五十二条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第二百五十八条　第三十四条において準用する第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（繰延資産の区分表示）

第二百五十九条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第二百五十二条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第二百六十条　第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

（担保資産の注記）

第二百六十一条　第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第二百六十二条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第二百六十三条　第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　支払手形

二　買掛金

三　短期借入金（株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。）

四　リース債務

五　未払法人税等

六　引当金

七　資産除去債務

八　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

４　第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称

を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　社債

二　長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）

三　リース債務

四　引当金

五　資産除去債務

六　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第二百六十六条　第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（偶発債務の注記）

第二百六十七条　偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第二百六十八条　第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第四節　純資産

（純資産の分類）

第二百六十九条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類）

第二百七十条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

（資本金の表示）

第二百七十一条　第六十一条の規定は、資本金について準用する。

（新株式申込証拠金の表示）

第二百七十二条　第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

（資本剰余金の区分表示）

第二百七十三条　第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する。

（利益剰余金の区分表示）

第二百七十四条　第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する。

（自己株式の表示）

第二百七十五条　第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

（自己株式申込証拠金の表示）

第二百七十六条　第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第二百七十七条　第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（株式引受権の表示）

第二百七十八条　第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第二百七十九条　第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

（一株当たり純資産額の注記）

第二百八十条　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第二百八十一条　準備金等は、第二百四十七条及び第二百六十二条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

（別記事業の資産及び負債の記載）

第二百八十二条　別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第二百八十三条　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（特定信託財産の資産及び負債の記載）

第二百八十四条　特定信託財産の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第二百八十五条　中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間損益計算書は、様式第二十五号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第二百八十六条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高

二　売上原価

三　販売費及び一般管理費

四　営業外収益

五　営業外費用

六　特別利益

七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第二百八十七条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第二百八十八条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第二百八十九条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第二百九十条　販売費及び一般管理費に属する費用は、これを一括し、販売費及び一般管理費を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、販売費及び一般管理費に属する費用を適当と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

（営業損益金額の表示）

第二百九十一条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第二百九十二条　営業外収益に属する収益は、これを一括し、営業外収益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外収益に属する収益を適当と認められる項目に分類し、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　営業外収益に属する収益のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該収益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　営業外費用に属する費用は、これを一括し、営業外費用を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外費用に属する費用を適当と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　営業外費用に属する費用のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該費用が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（経常損益金額の表示）

第二百九十四条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第二百九十五条　特別利益に属する利益は、これを一括し、特別利益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別利益に属する利益を適当と認められる項目に分類し、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　特別利益に属する利益のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該利益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（特別損失の表示方法）

第二百九十六条　特別損失に属する損失は、これを一括し、特別損失を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別損失に属する損失を適当と認められる項目に分類し、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　特別損失に属する損失のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該損失が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（減損損失に関する注記）

第二百九十七条　第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループについて準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第二百九十八条　第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（税引前中間純損益の表示）

第二百九十九条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額として表示しなければならない。

第六節　中間純利益又は中間純損失

（中間純利益金額又は中間純損失金額）

第三百条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額に関する注記）

第三百一条　一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

3　前二項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第三百二条　潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（潜在株式に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

3　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

4　前三項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第七節　雑則

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第三百三条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第三百四条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

（減価償却額の注記）

第三百五条　当中間会計期間に係る有形固定資産及び無形固定資産の減価償却額は、有形固定資産と無形固定資産に区分して注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第三百六条　別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（特定信託財産の収益及び費用の記載）

第三百七条　特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前条第二項の規定は、特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合に準用する。

第四章　中間株主資本等変動計算書

第一節　総則

（中間株主資本等変動計算書の記載方法）

第三百八条　中間株主資本等変動計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間株主資本等変動計算書は、様式第二十六号により記載するものとする。

（中間株主資本等変動計算書の区分表示）

第三百九条　中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2　中間株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末の貸借対照表及び当中間会計期間末の中間貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節　株主資本

第三百十条　株主資本は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　株主資本に記載される科目の当中間会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3　剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4　中間純利益金額又は中間純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三百十一条　第百二条の規定は、その他利益剰余金について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第三百九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは

「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第三節　評価・換算差額等

第三百十二条　評価・換算差額等は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　評価・換算差額等に記載される科目は、当中間会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第三百十三条　第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第三百九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第四節　株式引受権

第三百十四条　株式引受権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節　新株予約権

第三百十五条　新株予約権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　新株予約権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六節　注記事項

（発行済株式に関する注記）

第三百十六条　第百六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（自己株式に関する注記）

第三百十七条　第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（新株予約権等に関する注記）

第三百十八条　第百八条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同条第三項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（配当に関する注記）

第三百十九条　第百九条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第七節　雑則

第三百二十条　指定法人が、中間株主資本等変動計算書を作成する場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章　中間キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第三百二十一条　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第二十七号又は様式第二十八号により記載するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象）

第三百二十二条　中間キャッシュ・フロー計算書は、第二種中間連結財務諸表を作成していない会社が作成するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第三百二十三条　中間キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百二十四条　第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第三百二十五条　中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五編　指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表

（指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表の作成基準）

第三百二十六条　指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表又は中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める規定による。

一　財務諸表　第一編及び第二編第一章から第六章まで

二　第一種中間財務諸表　第一編及び第三編

三　第二種中間財務諸表　第一編及び前編

2　指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表又は中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によって中間財務諸表又は中間財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第三百二十七条　指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表又は中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨

三　指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

第六編　外国会社の財務書類

（外国会社の財務書類の作成基準）

第三百二十八条　外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。）において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

2　外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

3　前二項の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関する書類を財務書類（中間財務書類（中間会計期間に係る財務書類をいう。第三百三十条第一項において同じ。）を除く。以下この項及び同条第一項において同じ。）として提出することが金融庁長官の認めるところとなった外国会社が、当該地域で開示している財務計算に関する書類以外の財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

4　外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類が第一項又

は第二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には、当該外国会社が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

5　前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

（会計処理基準に関する注記）

第三百二十九条　前条第一項から第四項までの規定による財務書類について、当該外国会社が採用する会計処理の原則及び手続のうち、本邦における会計処理の原則及び手続と異なるものがある場合には、その内容を当該財務書類に注記しなければならない。

（表示方法）

第三百三十条　第八条の二第二項の規定は外国会社が提出する財務書類について、第百二十九条第三項及び第百三十一条第一項第二号又は第二百十条第三項及び第二百十三条第一項第二号の規定は外国会社が提出する中間財務書類について、それぞれ準用する。

2　外国会社が提出する財務書類の表示方法のうち、本邦における表示方法と異なるものがある場合には、その内容を当該財務書類に注記しなければならない。

（金額表示）

第三百三十一条　外国会社が提出する財務書類に掲記される科目その他の事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記するものとする。この場合においては、本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を当該財務書類に注記しなければならない。

（注記の方法）

第三百三十二条　前三条の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務書類中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下この項において同じ。）として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2　第九条第五項の規定は、第三百二十九条及び第三百三十条の規定により注記する場合に準用する。

附　則　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

3　平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度（以下この項において「当事業年度」という。）の前事業年度に係る財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表（以下この項及び次項において「当財務諸表」という。）を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。ただし、この規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の規定により、当財務諸表の用語、様式及び作成方法を前財務諸表に適用していない場合には、この限りでない。

4　前項の規定により前財務諸表を作成するときは、第六条の規定にかかわらず、前財務諸表及び当財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

附　則（昭和三九年七月二五日大蔵省令第五二号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四〇年三月三一日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附　則（昭和四〇年九月三〇日大蔵省令第五二号）　抄

1　この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

附　則（昭和四〇年一二月二三日大蔵省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年七月一日大蔵省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年一一月一八日大蔵省令第七八号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年一一月三〇日大蔵省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四九年三月二三日大蔵省令第一四号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四九年九月二八日大蔵省令第五四号）

1　この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2　この省令施行の際に現に存する株式会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定のうち、第二十四条の二第一項において準用するものを含む。）の規定により提出する財務計算に関する書類（添付書類として提出されるものを除く。）のうち、この省令施行後最初に到来する決算期以前の決算期に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和五〇年六月二八日大蔵省令第二九号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令施行の際に現に存する株式会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定のうち、第二十四条の二第一項において準用するものを含む。）の規定により提出する財務計算に関する書類（添付書類として提出されるものを除く。）のうち、昭和四十九年十月一日後最初に到来する決算期以前の決算期に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和五〇年一二月六日大蔵省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年九月三十日以降に終了する事業年度に係る財務諸表から適用する。

附　則（昭和五一年六月一九日大蔵省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十一年三月三十一日以降に終了する事業年度に係る財務諸表から適用する。

附　則（昭和五一年一〇月三〇日大蔵省令第二七号）

1　この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2　改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、この省令施行の日以後開始される事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始された事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和五二年八月三〇日大蔵省令第三八号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年三月二二日大蔵省令第六号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

3　改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、施行日以後提出される有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（以下「届出書等」という。）及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類について適用し、施行日前に提出された届出書等に係る訂正に関する書類を施行日以後に提出する場合並びに施行日前に提出されるべき届出書等及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類を施行日以後に提出する場合については、なお、従前の例による。

附　則（昭和五六年九月二五日大蔵省令第四五号）

この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附　則（昭和五七年三月三一日大蔵省令第一七号）

1　この省令は、銀行法の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

2　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第百十九条第二号の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る附属明細表について適

用し、同日前に開始した事業年度に係る附属明細表については、なお従前の例による。

附　則（昭和五七年九月二一日大蔵省令第四六号）

1　この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新令」という。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後終了する事業年度に係る財務諸表及び外国会社が提出する財務書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3　施行日前に終了した最終の事業年度に係る貸借対照表に記載されている負債性引当金以外の引当金（貸倒引当金、減価償却引当金及び新令第五十四条第一項に規定する準備金等を除く。以下同じ。）で施行日以後最初に終了する事業年度において取り崩したものがある場合における損益計算書の表示については、なお従前の例による。この場合において、新令第九十五条の五の二の規定の適用に当たっては、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは、「一株当たり当期利益金額又は当期損失金額」と読み替えるものとする。

4　施行日前に終了した最終の事業年度に係る貸借対照表に記載されている負債性引当金以外の引当金は、取り崩したものを除き、新令施行日以後最初に終了する事業年度に係る貸借対照表においては、資本の部中その他の剰余金に記載し、その旨を注記しなければならない。

5　商法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）第一条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第十三条、第四十五条、第二百四十七条及び第二百六十二条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別の区分を設けて記載することができる。ただし、この場合には、別の区分を設けて記載しなければならない理由を注記しなければならない。

6　前項の引当金は、その設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

7　前項の引当金については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

附　則（昭和五八年三月四日大蔵省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第百十九条第六号（五）及び（六）の規定は、昭和五十七年十二月三十一日以後終了する事業年度に係る財務諸表について適用する。

附　則（昭和六〇年一一月二二日大蔵省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年二月二〇日大蔵省令第四号）

1　この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2　有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令（昭和六十二年大蔵省令第二号）による改正前の有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の様式の規定により作成して提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に掲げる財務諸表については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に掲げる財務諸表のうち、この省令による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成して提出した有価証券届出書又は有価証券報告書に掲げた財務諸表と同一の内容のものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和六二年三月二七日大蔵省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（平成三年三月二五日大蔵省令第一〇号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成三年四月一日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条及び第六条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後終了する事業年度に係る財務諸表又は施行日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、施行日前に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成三年八月二六日大蔵省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成五年三月三日大蔵省令第二三号）　抄

1　この省令は、平成五年四月一日から施行する。

9　第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後開始する事業年度に係るものについて適用し、施行日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成六年三月一日大蔵省令第七号）

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2　改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新令」という。）は、施行日以後開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3　新令第八条の六第一項第一号に規定する事項のうち未経過リース料残高相当額及び利息相当額の算定方法、同項第二号に規定する事項のうち未経過リース料残高相当額及び利息相当額の算定方法並びに同条第五項に規定する未経過リース料の金額については、平成七年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表にあつては記載しないことができる。

4　新令第八条の六第一項の規定により未経過リース料残高相当額を記載する場合において、平成七年四月一日以後最初に開始する事業年度までは、支払利子込み法又は受取利子込み法により算定することができる。この場合、その後最初に利息相当額の合理的な見積額を未経過リース料残高相当額から控除して記載する事業年度においては、当該記載に併せて、支払利子込み法又は受取利子込み法により算定した金額を記載するものとする。

5　平成七年四月一日以後最初に開始する事業年度までは、リース物件の借主は、新令第八条の六第五項に規定する未経過リース料の金額を同条第一項第一号イに規定する未経過リース料残高相当額に含めて記載することができる。この場合には、その旨を付記するものとする。

6　新令第八条の六第一項第一号に規定する事項のうちリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び残高相当額、減価償却費相当額及び支払利息相当額並びに減価償却費相当額の算定方法並びに同項第二号に規定する事項のうち受取利息相当額については、平成八年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表にあつては記載しないことができる。

7　新令第八条の六第一項第一号イに規定する事項を記載する場合において、平成八年四月一日前に開始する事業年度において締結されたリース契約に複数の科目に属するリース物件が含まれているときは、当該リース物件を、当該複数の科目のうち、適当であると認められるものに一括して記載することができる。

附　則（平成六年三月二五日大蔵省令第二一号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成七年三月三一日大蔵省令第二九号）　抄

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　有価証券届出書（当該届出書に係る訂正届出書を含む。）、有価証券報告書又は半期報告書（以下「有価証券届出書等」という。）の経理の状況に記載すべき直近の財務諸表、財務書類又は中間財務諸表が、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始する事業年度又は中間会計期間に係るものである場合における当該有価証券届出書等については、なお従前の例によることができる。

3　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成八年二月二九日大蔵省令第六号）

この省令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附　則（平成八年七月三日大蔵省令第四〇号）　抄

1　この省令は、平成九年三月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

5　新財務諸表等規則第八条の八に規定する事項のうち、先物取引、オプション取引（新財務諸表等規則第八条第七項第四号に規定する取引を除く。次項において同じ。）及び為替予約取引以外のデリバティブ取引についての時価及び評価損益相当額に係る事項は、平成十年三月一日前に終了する事業年度に係る財務諸表においては記載しないことができる。

附　則（平成九年二月二七日大蔵省令第三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（次条において「健全性確保法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、この省令の公布の日から施行し、附則第五条の規定は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成八年大蔵省令第四十号）の施行の日（平成九年三月一日）から施行する。

附　則（平成一〇年二月二〇日大蔵省令第八号）　抄

1　この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十年三月一日から施行する。

3　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、その施行の日以後終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年三月三一日大蔵省令第四一号）

1　この省令は、土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

2　改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後終了する事業年度に係る財務諸表又は施行日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、施行日前に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものについては、なお、従前の例による。

附　則（平成一〇年八月三一日大蔵省令第一〇九号）　抄

1　この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附　則（平成一〇年一一月二四日大蔵省令第一三五号）

1　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条に係る改正規定、第一条の二の次に第一条の三を加える改正規定、第百十九条に係る改正規定及び別記に係る改正規定を除き、平成十一年四月一日以後開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち平成十一年四月一日以後に提出される有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則第八条第三項から第八項までの規定を適用して作成することができる。

附　則（平成一〇年一二月二一日大蔵省令第一七三号）　抄

1　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中第九十五条の五に係る改正規定（同条第一項第二号に係る改正規定を除く。）、第二条中第六十五条に係る改正規定（同条第一項第二号に係る改正規定を除く。）及び第三条中第五十二条に係る改正規定（同条第一項第二号及び第二項に係る改正規定を除く。）

平成十一年三月三十一日

2　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第九十五条の五の規定（同条第一項第二号の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第六十五条の規定（同条第一項第二号の規定を除く。）及び第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）第五十二条の規定（同条第一項第二号及び第二項の規定を除く。）は、平成十一年三月三十一日以後終了する事業年度、連結会計年度及び中間会計期間（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表、連結財務諸表及び中間財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度等に係るものについては、なお従前の例による。

3　新財務諸表等規則の規定（第九十五条の五第一項第一号、同条第二項及び同条第三項の規定を除く。）及び新連結財務諸表規則の規定（第六十五条第一項第一号及び第三号、同条第二項並びに同条第三項の規定を除く。）は、平成十一年四月一日以後開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年四月一日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表のうち同日以後に提出される有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるものについて適用することができる。

5　平成十一年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち同日以後に提出される有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるものについて税効果会計を適用する場合には、当該有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるこれに対応する連結財務諸表についても税効果会計を適用しなければならない。

6　新財務諸表等規則第八条の十一、新連結財務諸表規則第十一条及び新中間財務諸表等規則第五条の六の規定を適用して財務諸表、連結財務諸表及び中間財務諸表を作成する最初の事業年度等においては、当該事業年度等よりも前の事業年度等に係る法人税等の調整額は、前期繰越利益金額若しくは前期繰越損失金額又は連結剰余金期首残高若しくは欠損金期首残高の調整項目として処理するものとする。

7　新財務諸表等規則第八条の十一、新連結財務諸表規則第十一条及び新中間財務諸表等規則第五条の六の規定を適用して財務諸表、連結財務諸表及び中間財務諸表を作成する最初の事業年度等の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該事業年度等の期首及び期末における繰延税金資産及び繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附　則（平成一一年三月三〇日大蔵省令第二一号）

1　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）は、平成十一年四月一日以後開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち平成十一年四月一日以後に提出される有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則の規定を適用して作成することができる。

附　則（平成一一年四月一六日大蔵省令第五三号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定、第四条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定、第五条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）及び連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。）（以下「財務諸表等」

という。）並びに中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。）（以下「中間財務諸表等」という。）で平成十一年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。）（以下「事業年度等」という。）並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）（以下「中間会計期間等」という。）に係るものについて適用し、平成十一年三月三十一日前に終了する事業年度等に係るものについては、なお従前の例による。

3　平成十二年三月三十一日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等において、土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金について、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）附則第二条の規定により、改正前の土地の再評価に関する法律を適用している場合には、前項の規定にかかわらず、新財務諸表等規則及び新連結財務諸表規則の規定は、同日以後終了する事業年度等に係る財務諸表等から適用し、同日前に終了する事業年度等に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一一年五月一九日大蔵省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二、第百十九条及び別記に係る改正規定は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

附　則（平成一二年三月一三日大蔵省令第八号）

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の二、第八条第七項及び第十六項、第十八条、第四十条、第四十一条、第七十八条、第百十九条、第百二十一条及び第百二十二条の改正規定は、この省令の公布の日から施行する。

2　改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）並びに中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。）（以下「中間財務諸表等」という。）で平成十一年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。）（以下「事業年度等」という。）並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）（以下「中間会計期間等」という。）に係るものについて適用し、平成十一年三月三十一日前に終了する事業年度等に係るものについては、なお従前の例による。

3　新財務諸表等規則第七十八条並びに第百十九条第六号、第六号の二及び第七号の規定は、平成十一年四月一日以後開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

4　平成十二年四月一日以後最初に開始する事業年度において、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行わない場合には、当該事業年度の末日におけるその他有価証券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにその他有価証券評価差額金相当額及び繰延税金資産相当額又は繰延税金負債相当額を注記しなければならない。この場合において、新財務諸表等規則第八条の七第一項第四号及び第六十八条の二の二に規定する事項については記載することを要しない。

5　平成十二年四月一日以後最初に開始する事業年度において、退職給付債務に基づいて退職給付引当金を計上していない場合には、新財務諸表等規則第八条の十三に規定する事項に替えて、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第二号に定める様式は、なおその効力を有する。

一　採用している退職給付制度の概要

二　退職給付債務の額、年金資産の額、退職給与引当金及びその他の退職給付債務に関する事項

三　割引率、退職給付見込額の期間配分方法及びその他の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

附　則（平成一二年三月二四日大蔵省令第一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）

1　この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

2　中央省庁等改革のための金融庁関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第二百四十四号）第五条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同令第一条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなして、この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する総理府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第三条第三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第二項、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第二項及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第一条第二項の規定を適用する。

附　則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）

1　この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2　中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三号）第九十三条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなして、この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項の規定を適用する。

附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三七号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第百十九条第八号の規定の適用については、第二十条の規定による改正前の特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の適用を受ける旧特定目的会社（改正法の施行の日前に成立した改正法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）は、第二十条による改正後の特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の適用を受ける新資産流動化法（改正法第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律をいう。以下同じ。）の規定により設立された特定目的会社（以下「新特定目的会社」という。）とみなす。

附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

附　則（平成一三年四月一九日内閣府令第四九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十三年六月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十三号まで、第二条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号様式まで、第三条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号の三様式まで及び第八号様式から第十号の二様式まで、第四条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十号まで、第五条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第四号

まで、第六条の規定による改正前の特定有価証券開示府令第八号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十三号の二様式まで並びに第七条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第八号までについては、平成十六年五月三十一日までの間において、開示用電子情報処理組織を使用せず又は磁気ディスクの提出によらず流通開示手続を行う場合には、なお効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一三年九月二五日内閣府令第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日、以下「施行日」という。）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令附則第十条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正及びこれに伴う経過措置）

第四条

2　前項の規定は、施行日以後終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一三年一二月七日内閣府令第九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（平成十三年十二月九日）から施行する。

附　則（平成一三年一二月二七日内閣府令第九七号）

この府令は、平成十四年一月一日から施行する。

附　則（平成一四年一月三〇日内閣府令第三号）　抄

1　この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年三月二六日内閣府令第九号）

1　この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

2　この府令による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）は、第九十五条の六、第百十二条から第百十六条まで及び様式第六号並びに様式第七号に係る改正規定を除き、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち施行日以後に終了する事業年度に係るものについては、新財務諸表等規則を適用して作成することができる。

附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

（商法等の一部を改正する法律に関する経過措置）

第二条　商法等の一部を改正する法律（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書の規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

2　商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、この府令（第七条、第十二条、第十三条及び第四十一条を除く。以下この条において同じ。）による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

3　商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

4　前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

5　第二項の新株の引受権、第三項の転換社債若しくは新株引受権付社債又は前項の新株引受権証券についての第七条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十二条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十三条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び第四十一条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一四年五月二二日内閣府令第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

附　則（平成一四年一〇月一八日内閣府令第六六号）

1　この府令は公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条の十四及び第九条第二項の規定、第三条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第十五条の九及び第十六条第二項の規定は、平成十五年三月一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）について適用し、同日前に終了する事業年度等に係るものについては、なお従前の例による。

3　新財務諸表等規則第六十八条の二の三の規定、新連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定、第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）第三十六条の二の三の規定及び第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）第四十四条第六項の規定は、平成十四年九月一日以後終了する事業年度等並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る財務諸表等並びに中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）に適用し、同日前に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係るもののうちこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則第六十八条の二の三の規定、新連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定、新中間財務諸表等規則第三十六条の二の三の規定及び新中間連結財務諸表規則第四十四条第六項の規定を適用することができる。

4　新財務諸表等規則第九十五条の五の二の規定、新中間財務諸表等規則第五十二条の二及び第五十三条の規定、新連結財務諸表規則第六十五条の二第一項及び第三項の規定並びに新中間連結財務諸表規則第六十五条の規定は、平成十四年四月一日以後開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等のうち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについて適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものの

うち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則第九十五条の五の二の規定、新中間財務諸表等規則第五十二条の二の規定、新連結財務諸表規則第六十五条の二第一項及び第三項の規定並びに新中間連結財務諸表規則第六十五条の規定を適用することができる。

附　則（平成一五年三月三一日内閣府令第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了した事業年度に係る財務諸表のうち同日以後に提出されるものについて適用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）　抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年一月三〇日内閣府令第五号）　抄

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表及び連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。ただし、平成十七年三月三十一日以前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

附　則（平成一六年五月三一日内閣府令第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十六年六月一日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則別記は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号）　抄

1　この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附　則（平成一七年四月二五日内閣府令第六〇号）

この府令は、平成十七年五月一日から施行する。

附　則（平成一七年六月一四日内閣府令第七四号）

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十七年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち平成十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則を適用することができる。

附　則（平成一七年六月一六日内閣府令第七五号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附　則（平成一八年四月二五日内閣府令第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成十八年五月一日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）は、施行日以後終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、新財務諸表等規則第七十八条第二項第七号及び第百二十二条第十一号の規定については、高速道路事業等会計規則（平成十七年国土交通省令第六十五号）の適用を受ける株式会社が作成する平成十八年三月三十一日後に終了する事業年度に係る附属明細表から適用し、同日以前に終了する事業年度に係る附属明細表のうち、有価証券明細表、有形固定資産等明細表及び引当金明細表については、なお従前の例による。

附　則（平成一八年四月二六日内閣府令第五六号）

1　この府令は会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）、第三条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）、第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）及び第五条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）は、平成十八年四月一日以後開始する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに同日以後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）について適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等のうち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

3　第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下「新監査証明府令」という。）は、平成十八年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等の監査証明及び同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明に適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等に係るもののうち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものの監査証明については、当該財務諸表等及び中間財務諸表等が、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則により作成される場合には、新監査証明府令の規定を適用するものとする。

附　則（平成一八年一二月二六日内閣府令第八八号）

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定（第七十二条の二及び第八十条の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第五十一条の二及び第五十三条の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）で平成十八年九月三十日以後に終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十八年五月一日以後に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等のうち、施行日以後に

提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

3　新財務諸表等規則第七十二条の二及び第八十条の規定並びに新連結財務諸表規則第五十一条の二及び第五十三条（次項において「新財務諸表等規則第七十二条の二等」という。）の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等について適用する。ただし、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載される財務諸表等のうち、平成二十年三月三十一日以前に開始する事業年度等に係るものについても適用することができる。

4　第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十一条及び第八十二条の規定並びに第二条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五十三条の規定は、平成二十年三月三十一日以前に開始する事業年度等に係る財務諸表等について、なお効力を有するものとする。ただし、前項ただし書の規定により新財務諸表等規則第七十二条の二等の規定の適用を受けるものについては、この限りでない。

附　則（平成一九年三月三〇日内閣府令第三一号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年八月一五日内閣府令第六五号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第九条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一　新財務諸表等規則第八条第三項、第四項、第五項、第七項及び第十七項、第八条の十並びに第八条の十の二の規定　平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係るもののうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

二　新財務諸表等規則第八条の二（第八号から第十号までを除く。）、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定　平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係るもののうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

3　平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の二、第八条の六、第十六条の二、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の三、第四十八条の二、第四十九条第一項第四号、第五十一条の二並びに第五十二条第一項第四号及び第三項の規定を適用する場合を含む。）に定める事項

一　財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき　第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条の二第八号及び第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）に定める事項

二　リース取引を通常の取引以外の取引とする財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき　旧財務諸表等規則第八条の二第八号及び第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）に定める事項

三　リース取引を通常の取引とする財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の直前の事業年度の末日におけるリース物件に係る固定資産の適正な帳簿価額（当該固定資産に対する減価償却累計額を控除した金額をいう。以下同じ。）を平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の開始の日におけるリース投資資産の価額として計上する会計処理を行っているとき　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額との差額

4　前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の二、第八条の六、第十六条の二、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の三、第四十八条の二、第四十九条第一項第四号、第五十一条の二並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。

5　前二項の規定は、第二種中間財務諸表提出会社が中間会計期間に係る第二種中間財務諸表について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百十二条、第二百二十条、第二百四十九条、第二百五十条第一項第三号及び第四号、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第四号並びに第二百六十五条第一項第三号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項第一号中「第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条の二第八号及び第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次号において「旧中間財務諸表等規則」という。）第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）」と、同項第二号中「旧財務諸表等規則第八条の二第八号及び第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）」とあるのは「旧中間財務諸表等規則第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）」と、同項第三号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と読み替えるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一九年一〇月三一日内閣府令第七八号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年六月六日内閣府令第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の様式に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第二号から様式第六号まで、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号まで、第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第五号まで、第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号まで、第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第五号まで及び第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書等（有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）並びに有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（これらの訂正報告書を含む。）をいう。以下同じ。）に記載すべき財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）で、直近の事業年度又は特定期間（金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。）（以下「事業年度等」という。）が平成二十年四月一日以後に開始する事業年度等であるものから適用し、直近の事業年度等が同日前に開始する事業年度等であるものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二〇年八月七日内閣府令第五〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　第八条に三項を加える改正規定（新財務諸表等規則第八条第四十一項に係る部分に限る。）、第八条の二第八号の改正規定、第八条の六の次に一条を加える改正規定、第八条の七の改正規定、第八条の八の改正規定、第百二十五条の改正規定及び様式第十号の改正規定　平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

二　第八条に三項を加える改正規定（新財務諸表等規則第八条第四十二項に係る部分に限る。）、第八条の二十七の次に一条を加える改正規定、第九条第二項の改正規定、第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、第四十九条第一項の改正規定、第五十一条の三の次に一条を加える改正規定、第五十二条第一項の改正規定、第五十三条の改正規定、第五十四条の二の改正規定、第百二十一条の改正規定、第百二十二条の改正規定（第七号ヘを改める部分を除く。）、第百二十三条第一号の改正規定、第百二十五条の次に一条を加える改正規定、第百二十六条の改正規定、様式第二号の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）及び様式第十一号の次に一様式を加える改正規定　平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

三　第八条に三項を加える改正規定（新財務諸表等規則第八条第四十三項に係る部分に限る。）、第五十四条の三の次に一条を加える改正規定、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第八十四条ただし書の改正規定　平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

四　第八条の九の改正規定　平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについて適用し、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

五　第十五条第十一号の改正規定、第十七条の改正規定、第十九条の改正規定、第五十四条第一項の改正規定及び様式第二号の改正規定（資産除去債務に係る部分を除く。）　平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

2　前項第一号の規定にかかわらず、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第四項の規定による注記は、平成二十三年三月三十一日前に終了する事業年度に係る財務諸表については記載しないことができる。

3　第一項第三号に掲げる改正規定による新財務諸表等規則の規定により財務諸表を作成する最初の事業年度において、当該事業年度の前事業年度末に存在する工事契約について新財務諸表等規則の規定による場合には、その旨並びに当該事業年度の前事業年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を損益計算書に注記しなければならない。

附　則（平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附　則（平成二〇年一二月一二日内閣府令第八〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年三月二四日内閣府令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　第八条の改正規定、第八条の十七から第八条の二十二までの改正規定、第八条の二十三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分を除く。）及び同条第三項の改正規定、第八条の二十四及び第八条の二十五の改正規定、第八条の二十六の改正規定（新財務諸表等規則第八条の二十三第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項に係る部分を除く。）、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条の二、第五十六条、第九十五条の二及び第九十七条の改正規定、様式第三号の改正規定（負ののれん発生益に係る部分に限る。）並びに様式第二号の改正規定（負ののれんに係る部分に限る。）　平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合（新財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。）及び事業分離（新財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に行われる企業結合及び事業分離については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに企業結合又は事業分離が行われる場合には、当該企業結合及び事業分離について、これらのすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により当該事業年度に係る財務諸表を作成することができる。

二　第八条の二十三第一項の改正規定（同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第二項及び第四項の改正規定、第八条の二十六第一項の改正規定（新財務諸表等規則第八条の二十三第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項に係る部分に限る。）、第八条の二十八の次に二条を加える改正規定（第八条の二十九を加える部分に限る。）、第十一条第二項、第六十九条第二項、第九十九条第二項、第百十条第二項及び第百二十一条第二項の改正規定、様式第十二号を様式第十五号とし、様式第四号から様式第十一号までを三号ずつ繰り下げる改正規定、様式第三号の改正規定

（同様式を様式第六号とする部分に限る。）、様式第二号の改正規定（同様式を様式第五号とする部分に限る。）並びに様式第一号の次に三様式を加える改正規定　平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

三　第八条の二十八の次に二条を加える改正規定（第八条の三十を加える部分に限る。）　平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出するものについては、当該改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

四　第百二十二条第一号の改正規定及び別記第二号の改正規定　平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

2　前項第一号に掲げる改正規定による新財務諸表等規則の規定により財務諸表を作成する最初の事業年度においては、新財務諸表等規則第八条の三第一号に掲げる事項のうち、会計処理の原則又は手続の変更が財務諸表に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表を作成する場合において、第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における負ののれんの償却額については、新財務諸表等規則第八条の二十九第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を新財務諸表等規則様式第二号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を新財務諸表等規則様式第四号に定めるところに準じて注記しなければならない。

4　第二種中間財務諸表を作成する場合において、前項の負ののれんの償却額については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を同令様式第二十一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十三号に定めるところに準じて注記しなければならない。

附　則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二七号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の二十七の規定は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

附　則（平成二一年一二月一一日内閣府令第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第七章の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二二年九月三〇日内閣府令第四五号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新財務諸表等規則第六条、第八条第四十四項から第五十三項まで、第八条の二、第八条の三から第八条の三の七まで、第九条、第六十八条の四第二項、第九十五条の二、第九十五条の三、第九十五条の五の二第二項、第九十五条の五の三、第百一条第一項、第百二条、第百三条第一項、第百四条、第百五条第一項、第百六条第一項第一号、第百七条第一号、第百八条第三項、第百三十一条第一項、第百三十三条第二項、様式第二号、様式第六号、様式第七号及び様式第十一号から様式第十五号まで　平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

二　新財務諸表等規則第百二十八条　施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する。

2　財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての新財務諸表等規則第八条第二十一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新財務諸表等規則第八条の七の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二二年一一月一九日内閣府令第四九号）　抄

（施行期日）

1　この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附　則（平成二三年三月三一日内閣府令第一〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二三年六月三〇日内閣府令第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第七項及び第八条の九第二号の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

附　則（平成二三年一一月一六日内閣府令第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二四年二月一五日内閣府令第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二四年三月二六日内閣府令第一一号）

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年九月二一日内閣府令第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第三項を除く。次項において「新財務諸表等規則」という。）は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六条に規定する比較情報をいう。）については、第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第三項を除く。次項において「旧財務諸表等規則」という。）を適用する。

3　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度（以下この項において「当事業年度」という。）の前事業年度に係る財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において「前財務諸表」という。）を、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表については、旧財務諸表等規則を適用する。

附　則（平成二五年八月二一日内閣府令第五二号）　抄

第一条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第七号、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第六号、第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第六号及び第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第六号は、次の表の書類の欄に掲げる書類ごとに、同表の適用対象の欄に定めるもの及びその訂正に係る書類に記載すべき株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間連結株主資本等変動計算書をいう。以下同じ。）について適用し、当該欄に定めのないもの及びその訂正に係る書類に記載すべき株主資本等変動計算書等については、なお従前の例による。

書類	適用対象
有価証券届出書	直近の事業年度又は特定期間（金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）（以下「事業年度等」という。）が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するもの
有価証券報告書	平成二十五年十二月三十一日以後に終了する事業年度等に係るもの
半期報告書	平成二十六年一月一日以後に開始する事業年度等に属する中間会計期間又は中間計算期間（特定期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。）に係るもの

附　則（平成二五年一〇月二八日内閣府令第七〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年三月二六日内閣府令第一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項及び第三項において「新財務諸表等規則」という。）は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則を適用する場合には、新財務諸表等規則第八条の三の四第一項第三号に掲げる金額（第一条中財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の六、第八条の二十三、第八条の二十八、第二十条、第二十六条、第二十六条の二、第四十二条、第五十四条の四、第五十六条、第六十八条の四、第七十五条、第七十六条の二、第八十条、第八十六条、第九十五条の三の二、第九十五条の三の三、第九十五条の五の二、第九十五条の五の三、第百七条、第百二十一条及び第百二十七条の改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十五号）附則第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同条第三項各号に定める事項は、財務諸表提出会社（新財務諸表等規則第五条第一項第一号に規定する財務諸表等提出会社をいう。）が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

附　則（平成二六年三月二八日内閣府令第二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「財務諸表等規則」という。）様式第七号の改正規定に係る部分を除く。）を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の財務諸表等規則の規定を適用して作成するものとする。

附　則（平成二六年九月三〇日内閣府令第六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

附　則（平成二七年九月四日内閣府令第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二八年一二月二七日内閣府令第六六号）

この府令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附　則（平成二九年五月二五日内閣府令第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十九年五月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成二九年六月三〇日内閣府令第三五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年三月二三日内閣府令第七号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合における財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の十二第二項第二号及び同条第三項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定を適用して作成することができる。

附　則（平成三〇年六月八日内閣府令第二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表又は平成三十年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

附　則（平成三一年四月二六日内閣府令第二七号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度において行われる企業結合（新財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日以後に開始する最初の事業年度の開始の日の前日までに行われる企業結合については、なお従前の例による。

附　則（令和元年五月七日内閣府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二一日内閣府令第一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年三月六日内閣府令第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表又は同年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ（2）に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（同号ニ（2）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　第一項ただし書の規定により令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ（2）に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（同号ニ（2）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

4　第一項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合であって、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新財務諸表等規則第八条第四十七項に規定する会計方針の変更として同条第五十一項に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。）には、新財務諸表等規則第八条の三、第八条の三の五又は第八条の三の六に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5　貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品（以下「投資信託等」という。）については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7　投資信託等について、財務諸表に初めて新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

8　投資信託等について、令和四年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係る会計処理を事業年度末に係る財務諸表から適用する場合に限る。）には、同号ニ（2）に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、同号ニ（2）（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

附　則（令和二年六月一二日内閣府令第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条第六十九項、第八条の二、第八条の二の二、第八条の三の三、第八条の八及び第九条の規定、第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）第四条及び第五条の五の規定、第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）第十条の規定、第四条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第十三条第五項、第十三条の二、第十四条の四、第十五条の七、第十六条及び第四十三条の二の規定、第五条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）第十条第五項及び第十七条の規定並びに第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期連結財務諸表規則」という。）第十七条の規定は、令和三年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）、同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」とい

う。）について適用し、同日前に終了する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、直近の事業年度等が令和二年三月三十一日以後終了する事業年度等に係る財務諸表等、直近の中間会計期間等が同日以後終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び直近の四半期累計期間等が同日以後終了する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表等については、これらの規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の二の二に係るものに限る。）について記載することを要しない。

第三条　新財務諸表等規則第八条の三十二、第十五条、第十七条、第三十九条、第四十七条、第四十九条、第五十四条の四、第七十二条及び第九十三条の規定並びに様式第五号及び様式第五号の二、新中間財務諸表等規則第五条の二十三、第十三条及び第三十一条の三の規定並びに様式第四号、新四半期財務諸表等規則第二十二条の四及び第三十条の規定並びに様式第二号、新連結財務諸表規則第十五条の二十六、第二十三条、第三十七条、第四十条及び第五十一条の規定並びに様式第四号、新中間連結財務諸表規則第十七条の十八、第二十五条及び第四十三条の規定並びに様式第四号並びに新四半期連結財務諸表規則第二十七条の三及び第三十五条の規定並びに様式第二号は、令和三年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等、同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び同日以後開始する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等、同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び同日以後開始する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表等については、これらの規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいう。以下この項及び次項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定を適用して作成することができる。この場合において、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の三十二、第十七条第四項、第四十九条第五項及び第七十二条第二項に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第二十九号。第八項において「平成三十年改正府令」という。）第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（第五項において「平成三十年改正財務諸表等規則」という。）を適用する場合であって、第一項の規定により新財務諸表等規則第八条第四十八項に規定する表示方法の変更として財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用するときにおける当該財務諸表に含まれる比較情報については、第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定を適用して作成することができる。この場合には、新財務諸表等規則第八条の三の四第一項第三号に規定する事項について記載することを要しない。

附　則（令和三年二月三日内閣府令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第二十五項、同条第三十六項第四号、第八条の十八第三項第四号、第五十九条、第六十七条の二、第百条第一項、第百四条の二、様式第五号、様式第五号の二、様式第七号及び様式第七号の二の規定、第五条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第二十一号、第四十二条、第四十三条の二の二、第七十一条第一項、第七十四条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第六条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三十二条、第三十六条の二の四、第五十九条第一項、第六十三条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第十六条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四十四条、第四十五条の二の二、第七十二条第一項、第七十五条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第二十八条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第十六条第三項、第四十八条、第五十条の二及び様式第二号の規定並びに第二十九条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五十四条、第五十六条の二及び様式第二号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下この条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表、同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下この条において「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（令和三年九月二四日内閣府令第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項から第五項までに係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　第一項ただし書の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合（投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係る会計処理を事業年度末に係る財務諸表から適用する場合に限る。）には、新財務諸表等規則第八条の六の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、同号に係るものに限る。）について記載することを要しない。

4　第一項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合であって、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新財務諸表等規則第八条の三、第八条の三の五又は第八条の三の六に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表若しくは第二種中間財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、当分の間、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の六の二第一項第三号（同令第二百二十一条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の記載を省略することができる。

附　則（令和六年二月一九日内閣府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月二七日内閣府令第二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度（改正法附

則第三条第二項の四半期が属する事業年度を含む。）に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度（当該四半期が属する事業年度を除く。）に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記

一　建設業
二　削除
三　銀行・信託業
四　建設業保証業
五　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）
六　保険業
七　民営鉄道業
八　削除
九　水運業
十　道路運送固定施設業
十一　電気通信業
十二　電気業
十三　ガス業
十四　中小企業等金融業
十五　農林水産金融業
十六　資産流動化業
十七　投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち、法第二条第八項第十四号に掲げる行為を業として行う場合に限る。）
十八　投資業（投資法人の行う業務に限る。）
十九　特定金融業
二十　医業（社会医療法人債を発行し、又は発行しようとする医療法人が行う業務に限る。）
二十一　学校設置事業（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が行う業務に限る。）

様式第一号

様式第二号

様式第二号　（第20条第6項・第8項、第20条の2第4項・第20条の3第1項・第20条の4第1項・第20条の5第1項・第20条の6第1項・第20条の7第1項・第20条の8第1項・第20条の9第1項・第20条の10第1項・第20条の11第1項・第20条の12第1項・第20条の13第1項・第20条の14第1項・第20条の15第1項・第20条の16第1項・第20条の17第1項・第20条の18第1項・第20条の19第1項・第20条の20第1項・第20条の21第1項・第20条の22第1項・第20条の23第1項・第20条の24第1項・第20条の25第1項・第20条の26第1項・第20条の27第1項・第20条の28第1項・第20条の29第1項・第20条の30第1項・第20条の31第1項・第20条の32第1項・第20条の33第1項・第20条の34第1項・第20条の35第1項・第20条の36第1項・第20条の37第1項・第20条の38第1項・第20条の39第1項・第20条の40第1項・第20条の41第1項・第20条の42第1項・第20条の43第1項・第20条の44第1項・第20条の45第1項・第20条の46第1項・第20条の47第1項・第20条の48第1項・第20条の49第1項・第20条の50第1項・第20条の51第1項・第20条の52第1項・第20条の53第1項・第20条の54第1項・第20条の55第1項・第20条の56第1項・第20条の57第1項・第20条の58第1項・第20条の59第1項・第20条の60第1項・第20条の61第1項・第20条の62第1項・第20条の63第1項・第20条の64第1項・第20条の65第1項・第20条の66第1項・第20条の67第1項・第20条の68第1項・第20条の69第1項・第20条の70第1項・第20条の71第1項・第20条の72第1項・第20条の73第1項・第20条の74第1項・第20条の75第1項・第20条の76第1項・第20条の77第1項・第20条の78第1項・第20条の79第1項・第20条の80第1項・第20条の81第1項・第20条の82第1項・第20条の83第1項・第20条の84第1項・第20条の85第1項・第20条の86第1項・第20条の87第1項・第20条の88第1項・第20条の89第1項・第20条の90第1項・第20条の91第1項・第20条の92第1項・第20条の93第1項・第20条の94第1項・第20条の95第1項・第20条の96第1項・第20条の97第1項・第20条の98第1項・第20条の99第1項・第20条の100第1項・第20条の101第1項・第20条の102第1項・第20条の103第1項・第20条の104第1項・第20条の105第1項・第20条の106第1項・第20条の107第1項・第20条の108第1項・第20条の109第1項・第20条の110第1項・第20条の111第1項・第20条の112第1項・第20条の113第1項・第20条の114第1項・第20条の115第1項・第20条の116第1項・第20条の117第1項・第20条の118第1項・第20条の119第1項・第20条の120第1項・第20条の121第1項・第20条の122第1項・第20条の123第1項・第20条の124第1項・第20条の125第1項・第20条の126第1項・第20条の127第1項・第20条の128第1項・第20条の129第1項・第20条の130第1項・第20条の131第1項・第20条の132第1項・第20条の133第1項・第20条の134第1項・第20条の135第1項・第20条の136第1項・第20条の137第1項・第20条の138第1項・第20条の139第1項・第20条の140第1項・第20条の141第1項・第20条の142第1項・第20条の143第1項・第20条の144第1項・第20条の145第1項・第20条の146第1項・第20条の147第1項・第20条の148第1項・第20条の149第1項・第20条の150第1項・第20条の151第1項・第20条の152第1項・第20条の153第1項・第20条の154第1項・第20条の155第1項・第20条の156第1項・第20条の157第1項・第20条の158第1項・第20条の159第1項・第20条の160第1項・第20条の161第1項・第20条の162第1項・第20条の163第1項・第20条の164第1項・第20条の165第1項・第20条の166第1項・第20条の167第1項・第20条の168第1項・第20条の169第1項・第20条の170第1項・第20条の171第1項・第20条の172第1項・第20条の173第1項・第20条の174第1項・第20条の175第1項・第20条の176第1項・第20条の177第1項・第20条の178第1項・第20条の179第1項・第20条の180第1項・第20条の181第1項・第20条の182第1項・第20条の183第1項・第20条の184第1項・第20条の185第1項・第20条の186第1項・第20条の187第1項・第20条の188第1項・第20条の189第1項・第20条の190第1項・第20条の191第1項・第20条の192第1項・第20条の193第1項・第20条の194第1項・第20条の195第1項・第20条の196第1項・第20条の197第1項・第20条の198第1項・第20条の199第1項・第20条の200第1項・第20条の201第1項・第20条の202第1項・第20条の203第1項・第20条の204第1項・第20条の205第1項・第20条の206第1項・第20条の207第1項・第20条の208第1項・第20条の209第1項・第20条の210第1項・第20条の211第1項・第20条の212第1項・第20条の213第1項・第20条の214第1項・第20条の215第1項・第20条の216第1項・第20条の217第1項・第20条の218第1項・第20条の219第1項・第20条の220第1項・第20条の221第1項・第20条の222第1項・第20条の223第1項・第20条の224第1項・第20条の225第1項・第20条の226第1項・第20条の227第1項・第20条の228第1項・第20条の229第1項・第20条の230第1項・第20条の231第1項・第20条の232第1項・第20条の233第1項・第20条の234第1項・第20条の235第1項・第20条の236第1項・第20条の237第1項・第20条の238第1項・第20条の239第1項・第20条の240第1項・第20条の241第1項・第20条の242第1項・第20条の243第1項・第20条の244第1項・第20条の245第1項・第20条の246第1項・第20条の247第1項・第20条の248第1項・第20条の249第1項・第20条の250第1項・第20条の251第1項・第20条の252第1項・第20条の253第1項・第20条の254第1項・第20条の255第1項・第20条の256第1項・第20条の257第1項・第20条の258第1項・第20条の259第1項・第20条の260第1項・第20条の261第1項・第20条の262第1項・第20条の263第1項・第20条の264第1項・第20条の265第1項・第20条の266第1項・第20条の267第1項・第20条の268第1項・第20条の269第1項・第20条の270第1項・第20条の271第1項・第20条の272第1項・第20条の273第1項・第20条の274第1項・第20条の275第1項・第20条の276第1項・第20条の277第1項・第20条の278第1項・第20条の279第1項・第20条の280第1項・第20条の281第1項・第20条の282第1項・第20条の283第1項・第20条の284第1項・第20条の285第1項・第20条の286第1項・第20条の287第1項・第20条の288第1項・第20条の289第1項・第20条の290第1項・第20条の291第1項・第20条の292第1項・第20条の293第1項・第20条の294第1項・第20条の295第1項・第20条の296第1項・第20条の297第1項・第20条の298第1項・第20条の299第1項・第20条の300第1項・第20条の301第1項・第20条の302第1項・第20条の303第1項・第20条の304第1項・第20条の305第1項・第20条の306第1項・第20条の307第1項・第20条の308第1項・第20条の309第1項・第20条の310第1項・第20条の311第1項・第20条の312第1項・第20条の313第1項・第20条の314第1項・第20条の315第1項・第20条の316第1項・第20条の317第1項・第20条の318第1項・第20条の319第1項・第20条の320第1項・第20条の321第1項・第20条の322第1項・第20条の323第1項・第20条の324第1項・第20条の325第1項・第20条の326第1項・第20条の327第1項・第20条の328第1項・第20条の329第1項・第20条の330第1項・第20条の331第1項・第20条の332第1項・第20条の333第1項・第20条の334第1項・第20条の335第1項・第20条の336第1項・第20条の337第1項・第20条の338第1項・第20条の339第1項・第20条の340第1項・第20条の341第1項・第20条の342第1項・第20条の343第1項・第20条の344第1項・第20条の345第1項・第20条の346第1項・第20条の347第1項・第20条の348第1項・第20条の349第1項・第20条の350第1項・第20条の351第1項・第20条の352第1項・第20条の353第1項・第20条の354第1項・第20条の355第1項・第20条の356第1項・第20条の357第1項・第20条の358第1項・第20条の359第1項・第20条の360第1項・第20条の361第1項・第20条の362第1項・第20条の363第1項・第20条の364第1項・第20条の365第1項・第20条の366第1項・第20条の367第1項・第20条の368第1項・第20条の369第1項・第20条の370第1項・第20条の371第1項・第20条の372第1項・第20条の373第1項・第20条の374第1項・第20条の375第1項・第20条の376第1項・第20条の377第1項・第20条の378第1項・第20条の379第1項・第20条の380第1項・第20条の381第1項・第20条の382第1項・第20条の383第1項・第20条の384第1項・第20条の385第1項・第20条の386第1項・第20条の387第1項・第20条の388第1項・第20条の389第1項・第20条の390第1項・第20条の391第1項・第20条の392第1項・第20条の393第1項・第20条の394第1項・第20条の395第1項・第20条の396第1項・第20条の397第1項・第20条の398第1項・第20条の399第1項・第20条の400第1項・第20条の401第1項・第20条の402第1項・第20条の403第1項・第20条の404第1項・第20条の405第1項・第20条の406第1項・第20条の407第1項・第20条の408第1項・第20条の409第1項・第20条の410第1項・第20条の411第1項・第20条の412第1項・第20条の413第1項・第20条の414第1項・第20条の415第1項・第20条の416第1項・第20条の417第1項・第20条の418第1項・第20条の419第1項・第20条の420第1項・第20条の421第1項・第20条の422第1項・第20条の423第1項・第20条の424第1項・第20条の425第1項・第20条の426第1項・第20条の427第1項・第20条の428第1項・第20条の429第1項・第20条の430第1項・第20条の431第1項・第20条の432第1項・第20条の433第1項・第20条の434第1項・第20条の435第1項・第20条の436第1項・第20条の437第1項・第20条の438第1項・第20条の439第1項・第20条の440第1項・第20条の441第1項・第20条の442第1項・第20条の443第1項・第20条の444第1項・第20条の445第1項・第20条の446第1項・第20条の447第1項・第20条の448第1項・第20条の449第1項・第20条の450第1項・第20条の451第1項・第20条の452第1項・第20条の453第1項・第20条の454第1項・第20条の455第1項・第20条の456第1項・第20条の457第1項・第20条の458第1項・第20条の459第1項・第20条の460第1項・第20条の461第1項・第20条の462第1項・第20条の463第1項・第20条の464第1項・第20条の465第1項・第20条の466第1項・第20条の467第1項・第20条の468第1項・第20条の469第1項・第20条の470第1項・第20条の471第1項・第20条の472第1項・第20条の473第1項・第20条の474第1項・第20条の475第1項・第20条の476第1項・第20条の477第1項・第20条の478第1項・第20条の479第1項・第20条の480第1項・第20条の481第1項・第20条の482第1項・第20条の483第1項・第20条の484第1項・第20条の485第1項・第20条の486第1項・第20条の487第1項・第20条の488第1項・第20条の489第1項・第20条の490第1項・第20条の491第1項・第20条の492第1項・第20条の493第1項・第20条の494第1項・第20条の495第1項・第20条の496第1項・第20条の497第1項・第20条の498第1項・第20条の499第1項・第20条の500第1項・第20条の501第1項・第20条の502第1項・第20条の503第1項・第20条の504第1項・第20条の505第1項・第20条の506第1項・第20条の507第1項・第20条の508第1項・第20条の509第1項・第20条の510第1項・第20条の511第1項・第20条の512第1項・第20条の513第1項・第20条の514第1項・第20条の515第1項・第20条の516第1項・第20条の517第1項・第20条の518第1項・第20条の519第1項・第20条の520第1項・第20条の521第1項・第20条の522第1項・第20条の523第1項・第20条の524第1項・第20条の525第1項・第20条の526第1項・第20条の527第1項・第20条の528第1項・第20条の529第1項・第20条の530第1項・第20条の531第1項・第20条の532第1項・第20条の533第1項・第20条の534第1項・第20条の535第1項・第20条の536第1項・第20条の537第1項・第20条の538第1項・第20条の539第1項・第20条の540第1項・第20条の541第1項・第20条の542第1項・第20条の543第1項・第20条の544第1項・第20条の545第1項・第20条の546第1項・第20条の547第1項・第20条の548第1項・第20条の549第1項・第20条の550第1項・第20条の551第1項・第20条の552第1項・第20条の553第1項・第20条の554第1項・第20条の555第1項・第20条の556第1項・第20条の557第1項・第20条の558第1項・第20条の559第1項・第20条の560第1項・第20条の561第1項・第20条の562第1項・第20条の563第1項・第20条の564第1項・第20条の565第1項・第20条の566第1項・第20条の567第1項・第20条の568第1項・第20条の569第1項・第20条の570第1項・第20条の571第1項・第20条の572第1項・第20条の573第1項・第20条の574第1項・第20条の575第1項・第20条の576第1項・第20条の577第1項・第20条の578第1項・第20条の579第1項・第20条の580第1項・第20条の581第1項・第20条の582第1項・第20条の583第1項・第20条の584第1項・第20条の585第1項・第20条の586第1項・第20条の587第1項・第20条の588第1項・第20条の589第1項・第20条の590第1項・第20条の591第1項・第20条の592第1項・第20条の593第1項・第20条の594第1項・第20条の595第1項・第20条の596第1項・第20条の597第1項・第20条の598第1項・第20条の599第1項・第20条の600第1項・第20条の601第1項・第20条の602第1項・第20条の603第1項・第20条の604第1項・第20条の605第1項・第20条の606第1項・第20条の607第1項・第20条の608第1項・第20条の609第1項・第20条の610第1項・第20条の611第1項・第20条の612第1項・第20条の613第1項・第20条の614第1項・第20条の615第1項・第20条の616第1項・第20条の617第1項・第20条の618第1項・第20条の619第1項・第20条の620第1項・第20条の621第1項・第20条の622第1項・第20条の623第1項・第20条の624第1項・第20条の625第1項・第20条の626第1項・第20条の627第1項・第20条の628第1項・第20条の629第1項・第20条の630第1項・第20条の631第1項・第20条の632第1項・第20条の633第1項・第20条の634第1項・第20条の635第1項・第20条の636第1項・第20条の637第1項・第20条の638第1項・第20条の639第1項・第20条の640第1項・第20条の641第1項・第20条の642第1項・第20条の643第1項・第20条の644第1項・第20条の645第1項・第20条の646第1項・第20条の647第1項・第20条の648第1項・第20条の649第1項・第20条の650第1項・第20条の651第1項・第20条の652第1項・第20条の653第1項・第20条の654第1項・第20条の655第1項・第20条の656第1項・第20条の657第1項・第20条の658第1項・第20条の659第1項・第20条の660第1項・第20条の661第1項・第20条の662第1項・第20条の663第1項・第20条の664第1項・第20条の665第1項・第20条の666第1項・第20条の667第1項・第20条の668第1項・第20条の669第1項・第20条の670第1項・第20条の671第1項・第20条の672第1項・第20条の673第1項・第20条の674第1項・第20条の675第1項・第20条の676第1項・第20条の677第1項・第20条の678第1項・第20条の679第1項・第20条の680第1項・第20条の681第1項・第20条の682第1項・第20条の683第1項・第20条の684第1項・第20条の685第1項・第20条の686第1項・第20条の687第1項・第20条の688第1項・第20条の689第1項・第20条の690第1項・第20条の691第1項・第20条の692第1項・第20条の693第1項・第20条の694第1項・第20条の695第1項・第20条の696第1項・第20条の697第1項・第20条の698第1項・第20条の699第1項・第20条の700第1項・第20条の701第1項・第20条の702第1項・第20条の703第1項・第20条の704第1項・第20条の705第1項・第20条の706第1項・第20条の707第1項・第20条の708第1項・第20条の709第1項・第20条の710第1項・第20条の711第1項・第20条の712第1項・第20条の713第1項・第20条の714第1項・第20条の715第1項・第20条の716第1項・第20条の717第1項・第20条の718第1項・第20条の719第1項・第20条の720第1項・第20条の721第1項・第20条の722第1項・第20条の723第1項・第20条の724第1項・第20条の725第1項・第20条の726第1項・第20条の727第1項・第20条の728第1項・第20条の729第1項・第20条の730第1項・第20条の731第1項・第20条の732第1項・第20条の733第1項・第20条の734第1項・第20条の735第1項・第20条の736第1項・第20条の737第1項・第20条の738第1項・第20条の739第1項・第20条の740第1項・第20条の741第1項・第20条の742第1項・第20条の743第1項・第20条の744第1項・第20条の745第1項・第20条の746第1項・第20条の747第1項・第20条の748第1項・第20条の749第1項・第20条の750第1項・第20条の751第1項・第20条の752第1項・第20条の753第1項・第20条の754第1項・第20条の755第1項・第20条の756第1項・第20条の757第1項・第20条の758第1項・第20条の759第1項・第20条の760第1項・第20条の761第1項・第20条の762第1項・第20条の763第1項・第20条の764第1項・第20条の765第1項・第20条の766第1項・第20条の767第1項・第20条の768第1項・第20条の769第1項・第20条の770第1項・第20条の771第1項・第20条の772第1項・第20条の773第1項・第20条の774第1項・第20条の775第1項・第20条の776第1項・第20条の777第1項・第20条の778第1項・第20条の779第1項・第20条の780第1項・第20条の781第1項・第20条の782第1項・第20条の783第1項・第20条の784第1項・第20条の785第1項・第20条の786第1項・第20条の787第1項・第20条の788第1項・第20条の789第1項・第20条の790第1項・第20条の791第1項・第20条の792第1項・第20条の793第1項・第20条の794第1項・第20条の795第1項・第20条の796第1項・第20条の797第1項・第20条の798第1項・第20条の799第1項・第20条の800第1項・第20条の801第1項・第20条の802第1項・第20条の803第1項・第20条の804第1項・第20条の805第1項・第20条の806第1項・第20条の807第1項・第20条の808第1項・第20条の809第1項・第20条の810第1項・第20条の811第1項・第20条の812第1項・第20条の813第1項・第20条の814第1項・第20条の815第1項・第20条の816第1項・第20条の817第1項・第20条の818第1項・第20条の819第1項・第20条の820第1項・第20条の821第1項・第20条の822第1項・第20条の823第1項・第20条の824第1項・第20条の825第1項・第20条の826第1項・第20条の827第1項・第20条の828第1項・第20条の829第1項・第20条の830第1項・第20条の831第1項・第20条の832第1項・第20条の833第1項・第20条の834第1項・第20条の835第1項・第20条の836第1項・第20条の837第1項・第20条の838第1項・第20条の839第1項・第20条の840第1項・第20条の841第1項・第20条の842第1項・第20条の843第1項・第20条の844第1項・第20条の845第1項・第20条の846第1項・第20条の847第1項・第20条の848第1項・第20条の849第1項・第20条の850第1項・第20条の851第1項・第20条の852第1項・第20条の853第1項・第20条の854第1項・第20条の855第1項・第20条の856第1項・第20条の857第1項・第20条の858第1項・第20条の859第1項・第20条の860第1項・第20条の861第1項・第20条の862第1項・第20条の863第1項・第20条の864第1項・第20条の865第1項・第20条の866第1項・第20条の867第1項・第20条の868第1項・第20条の869第1項・第20条の870第1項・第20条の871第1項・第20条の872第1項・第20条の873第1項・第20条の874第1項・第20条の875第1項・第20条の876第1項・第20条の877第1項・第20条の878第1項・第20条の879第1項・第20条の880第1項・第20条の881第1項・第20条の882第1項・第20条の883第1項・第20条の884第1項・第20条の885第1項・第20条の886第1項・第20条の887第1項・第20条の888第1項・第20条の889第1項・第20条の890第1項・第20条の891第1項・第20条の892第1項・第20条の893第1項・第20条の894第1項・第20条の895第1項・第20条の896第1項・第20条の897第1項・第20条の898第1項・第20条の899第1項・第20条の900第1項・第20条の901第1項・第20条の902第1項・第20条の903第1項・第20条の904第1項・第20条の905第1項・第20条の906第1項・第20条の907第1項・第20条の908第1項・第20条の909第1項・第20条の910第1項・第20条の911第1項・第20条の912第1項・第20条の913第1項・第20条の914第1項・第20条の915第1項・第20条の916第1項・第20条の917第1項・第20条の918第1項・第20条の919第1項・第20条の920第1項・第20条の921第1項・第20条の922第1項・第20条の923第1項・第20条の924第1項・第20条の925第1項・第20条の926第1項・第20条の927第1項・第20条の928第1項・第20条の929第1項・第20条の930第1項・第20条の931第1項・第20条の932第1項・第20条の933第1項・第20条の934第1項・第20条の935第1項・第20条の936第1項・第20条の937第1項・第20条の938第1項・第20条の939第1項・第20条の940第1項・第20条の941第1項・第20条の942第1項・第20条の943第1項・第20条の944第1項・第20条の945第1項・第20条の946第1項・第20条の947第1項・第20条の948第1項・第20条の949第1項・第20条の950第1項・第20条の951第1項・第20条の952第1項・第20条の953第1項・第20条の954第1項・第20条の955第1項・第20条の956第1項・第20条の957第1項・第20条の958第1項・第20条の959第1項・第20条の960第1項・第20条の961第1項・第20条の962第1項・第20条の963第1項・第20条の964第1項・第20条の965第1項・第20条の966第1項・第20条の967第1項・第20条の968第1項・第20条の969第1項・第20条の970第1項・第20条の971第1項・第20条の972第1項・第20条の973第1項・第20条の974第1項・第20条の975第1項・第20条の976第1項・第20条の977第1項・第20条の978第1項・第20条の979第1項・第20条の980第1項・第20条の981第1項・第20条の982第1項・第20条の983第1項・第20条の984第1項・第20条の985第1項・第20条の986第1項・第20条の987第1項・第20条の988第1項・第20条の989第1項・第20条の990第1項・第20条の991第1項・第20条の992第1項・第20条の993第1項・第20条の994第1項・第20条の995第1項・第20条の996第1項・第20条の997第1項・第20条の998第1項・第20条の999第1項・第20条の1000第1項・第20条の1001第1項・第20条の1002第1項・第20条の1003第1項・第20条の1004第1項・第20条の1005第1項・第20条の1006第1項・第20条の1007第1項・第20条の1008第1項・第20条の1009第1項・第20条の1010第1項・第20条の1011第1項・第20条の1012第1項・第20条の1013第1項・第20条の1014第1項・第20条の1015第1項・第20条の1016第1項・第20条の1017第1項・第20条の1018第1項・第20条の1019第1項・第20条の1020第1項・第20条の1021第1項・第20条の1022第1項・第20条の1023第1項・第20条の1024第1項・第20条の1025第1項・第20条の1026第1項・第20条の1027第1項・第20条の1028第1項・第20条の1029第1項・第20条の1030第1項・第20条の1031第1項・第20条の1032第1項・第20条の1033第1項・第20条の1034第1項・第20条の1035第1項・第20条の1036第1項・第20条の1037第1項・第20条の1038第1項・第20条の1039第1項・第20条の1040第1項・第20条の1041第1項・第20条の1042第1項・第20条の1043第1項・第20条の1044第1項・第20条の1045第1項・第20条の1046第1項・第20条の1047第1項・第20条の1048第1項・第20条の1049第1項・第20条の1050第1項・第20条の1051第1項・第20条の1052第1項・第20条の1053第1項・第20条の1054第1項・第20条の1055第1項・第20条の1056第1項・第20条の1057第1項・第20条の1058第1項・第20条の1059第1項・第20条の1060第1項・第20条の1061第1項・第20条の1062第1項・第20条の1063第1項・第20条の1064第1項・第20条の1065第1項・第20条の1066第1項・第20条の1067第1項・第20条の1068第1項・第20条の1069第1項・第20条の1070第1項・第20条の1071第1項・第20条の1072第1項・第20条の1073第1項・第20条の1074第1項・第20条の1075第1項・第20条の1076第1項・第20条の1077第1項・第20条の1078第1項・第20条の1079第1項・第20条の1080第1項・第20条の1081第1項・第20条の1082第1項・第20条の1083第1項・第20条の1084第1項・第20条の1085第1項・第20条の1086第1項・第20条の1087第1項・第20条の1088第1項・第20条の1089第1項・第20条の1090第1項・第20条の1091第1項・第20条の1092第1項・第20条の1093第1項・第20条の1094第1項・第20条の1095第1項・第20条の1096第1項・第20条の1097第1項・第20条の1098第1項・第20条の1099第1項・第20条の1100第1項・第20条の1101第1項・第20条の1102第1項・第20条の1103第1項・第20条の1104第1項・第20条の1105第1項・第20条の1106第1項・第20条の1107第1項・第20条の1108第1項・第20条の1109第1項・第20条の1110第1項・第20条の1111第1項・第20条の1112第1項・第20条の1113第1項・第20条の1114第1項・第20条の1115第1項・第20条の1116第1項・第20条の1117第1項・第20条の1118第1項・第20条の1119第1項・第20条の1120第1項・第20条の1121第1項・第20条の1122第1項・第20条の1123第1項・第20条の1124第1項・第20条の1125第1項・第20条の1126第1項・第20条の1127第1項・第20条の1128第1項・第20条の1129第1項・第20条の1130第1項・第20条の1131第1項・第20条の1132第1項・第20条の1133第1項・第20条の1134第1項・第20条の1135第1項・第20条の1136第1項・第20条の1137第1項・第20条の1138第1項・第20条の1139第1項・第20条の1140第1項・第20条の1141第1項・第20条の1142第1項・第20条の1143第1項・第20条の1144第1項・第20条の1145第1項・第20条の1146第1項・第20条の1147第1項・第20条の1148第1項・第20条の1149第1項・第20条の1150第1項・第20条の1151第1項・第20条の1152第1項・第20条の1153第1項・第20条の1154第1項・第20条の1155第1項・第20条の1156第1項・第20条の1157第1項・第20条の1158第1項・第20条の1159第1項・第20条の1160第1項・第20条の1161第1項・第20条の1162第1項・第20条の1163第1項・第20条の1164第1項・第20条の1165第1項・第20条の1166第1項・第20条の1167第1項・第20条の1168第1項・第20条の1169第1項・第20条の1170第1項・第20条の1171第1項・第20条の1172第1項・第20条の1173第1項・第20条の1174第1項・第20条の1175第1項・第20条の1176第1項・第20条の1177第1項・第20条の1178第1項・第20条の1179第1項・第20条の1180第1項・第20条の1181第1項・第20条の1182第1項・第20条の1183第1項・第20条の1184第1項・第20条の1185第1項・第20条の1186第1項・第20条の1187第1項・第20条の1188第1項・第20条の1189第1項・第20条の1190第1項・第20条の1191第1項・第20条の1192第1項・第20条の1193第1項・第20条の1194第1項・第20条の1195第1項・第20条の1196第1項・第20条の1197第1項・第20条の1198第1項・第20条の1199第1項・第20条の1200第1項・第20条の1201第1項・第20条の1202第1項・第20条の1203第1項・第20条の1204第1項・第20条の1205第1項・第20条の1206第1項・第20条の1207第1項・第20条の1208第1項・第20条の1209第1項・第20条の1210第1項・第20条の1211第1項・第20条の1212第1項・第20条の1213第1項・第20条の1214第1項・第20条の1215第1項・第20条の1216第1項・第20条の1217第1項・第20条の1218第1項・第20条の1219第1項・第20条の1220第1項・第20条の1221第1項・第20条の1222第1項・第20条の1223第1項・第20条の1224第1項・第20条の1225第1項・第20条の1226第1項・第20条の1227第1項・第20条の1228第1項・第20条の1229第1項・第20条の1230第1項・第20条の1231第1項・第20条の1232第1項・第20条の1233第1項・第20条の1234第1項・第20条の1235第1項・第20条の1236第1項・第20条の1237第1項・第20条の1238第1項・第20条の1239第1項・第20条の1240第1項・第20条の1241第1項・第20条の1242第1項・第20条の1243第1項・第20条の1244第1項・第20条の1245第1項・第20条の1246第1項・第20条の1247第1項・第20条の1248第1項・第20条の1249第1項・第20条の1250第1項・第20条の1251第1項・第20条の1252第1項・第20条の1253第1項・第20条の1254第1項・第20条の1255第1項・第20条の1256第1項・第20条の1257第1項・第20条の1258第1項・第20条の1259第1項・第20条の1260第1項・第20条の1261第1項・第20条の1262第1項・第20条の1263第1項・第20条の1264第1項・第20条の1265第1項・第20条の1266第1項・第20条の1267第1項・第20条の1268第1項・第20条の1269第1項・第20条の1270第1項・第20条の1271第1項・第20条の1272第1項・第20条の1273第1項・第20条の1274第1項・第20条の1275第1項・第20条の1276第1項・第20条の1277第1項・第20条の1278第1項・第20条の1279第1項・第20条の1280第1項・第20条の1281第1項・第20条の1282第1項・第20条の1283第1項・第20条の1284第1項・第20条の1285第1項・第20条の1286第1項・第20条の1287第1項・第20条の1288第1項・第20条の1289第1項・第20条の1290第1項・第20条の1291第1項・第20条の1292第1項・第20条の1293第1項・第20条の1294第1項・第20条の1295第1項・第20条の1296第1項・第20条の1297第1項・第20条の1298第1項・第20条の1299第1項・第20条の1300第1項・第20条の1301第1項・第20条の1302第1項・第20条の1303第1項・第20条の1304第1項・第20条の1305第1項・第20条の1306第1項・第20条の1307第1項・第20条の1308第1項・第20条の1309第1項・第20条の1310第1項・第20条の1311第1項・第20条の1312第1項・第20条の1313第1項・第20条の1314第1項・第20条の1315第1項・第20条の1316第1項・第20条の1317第1項・第20条の1318第1項・第20条の1319第1項・第20条の1320第1項・第20条の1321第1項・第20条の1322第1項・第20条の1323第1項・第20条の1324第1項・第20条の1325第1項・第20条の1326第1項・第20条の1327第1項・第20条の1328第1項・第20条の1329第1項・第20条の1330第1項・第20条の1331第1項・第20条の1332第1項・第20条の1333第1項・第20条の1334第1項・第20条の1335第1項・第20条の1336第1項・第20条の1337第1項・第20条の1338第1項・第20条の1339第1項・第20条の1340第1項・第20条の1341第1項・第20条の1342第1項・第20条の1343第1項・第20条の1344第1項・第20条の1345第1項・第20条の1346第1項・第20条の1347第1項・第20条の1348第1項・第20条の1349第1項・第20条の1350第1項・第20条の1351第1項・第20条の1352第1項・第20条の1353第1項・第20条の1354第1項・第20条の1355第1項・第20条の1356第1項・第20条の1357第1項・第20条の1358第1項・第20条の1359第1項・第20条の1360第1項・第20条の1361第1項・第20条の1362第1項・第20条の1363第1項・第20条の1364第1項・第20条の1365第1項・第20条の1366第1項・第20条の1367第1項・第20条の1368第1項・第20条の1369第1項・第20条の1370第1項・第20条の1371第1項・第20条の1372第1項・第20条の1373第1項・第20条の1374第1項・第20条の1375第1項・第20条の1376第1項・第20条の1377第1項・第20条の1378第1項・第20条の1379第1項・第20条の1380第1項・第20条の1381第1項・第20条の1382第1項・第20条の1383第1項・第20条の1384第1項・第20条の1385第1項・第20条の1386第1項・第20条の1387第1項・第20条の1388第1項・第20条の1389第1項・第20条の1390第1項・第20条の1391第1項・第20条の1392第1項・第20条の1393第1項・第20条の1394第1項・第20条の1395第1項・第20条の1396第1項・第20条の1397第1項・第20条の1398第1項・第20条の1399第1項・第20条の1400第1項・第20条の1401第1項・第20条の1402第1項・第20条の1403第1項・第20条の1404第1項・第20条の1405第1項・第20条の1406第1項・第20条の1407第1項・第20条の1408第1項・第20条の1409第1項・第20条の1410第1項・第20条の1411第1項・第20条の1412第1項・第20条の1413第1項・第20条の1414第1項・第20条の1415第1項・第20条の1416第1項・第20条の1417第1項・第20条の1418第1項・第20条の1419第1項・第20条の1420第1項・第20条の1421第1項・第20条の1422第1項・第20条の1423第1項・第20条の1424第1項・第20条の1425第1項・第20条の1426第1項・第20条の1427第1項・第20条の1428第1項・第20条の1429第1項・第20条の1430第1項・第20条の1431第1項・第20条の1432第1項・第20条の1433第1項・第20条の1434第1項・第20条の1435第1項・第20条の1436第1項・第20条の1437第1項・第20条の1438第1項・第20条の1439第1項・第20条の1440第1項・第20条の1441第1項・第20条の1442第1項・第20条の1443第1項・第20条の1444第1項・第20条の1445第1項・第20条の1446第1項・第20条の1447第1項・第20条の1448第1項・第20条の1449第1項・第20条の1450第1項・第20条の1451第1項・第20条の1452第1項・第20条の1453第1項・第20条の1454第1項・第20条の1455第1項・第20条の1456第1項・第20条の1457第1項・第20条の1458第1項・第20条の1459第1項・第20条の1460第1項・第20条の1461第1項・第20条の1462第1項・第20条の1463第1項・第20条の1464第1項・第20条の1465第1項・第20条の1466第1項・第20条の1467第1項・第20条の1468第1項・第20条の1469第1項・第20条の1470第1項・第20条の1471第1項・第20条の1472第1項・第20条の1473第1項・第20条の1474第1項・第20条の1475第1項・第20条の1476第1項・第20条の1477第1項・第20条の1478第1項・第20条の1479第1項・第20条の1480第1項・第20条の1481第1項・第20条の1482第1項・第20条の1483第1項・第20条の1484第1項・第20条の1485第1項・第20条の1486第1項・第20条の1487第1項・第20条の1488第1項・第20条の1489第1項・第20条の1490第1項・第20条の1491第1項・第20条の1492第1項・第20条の1493第1項・第20条の1494第1項・第20条の1495第1項・第20条の1496第1項・第20条の1497第1項・第20条の1498第1項・第20条の1499第1項・第20条の1500第1項・第20条の1501第1項・第20条の1502第1項・第20条の1503第1項・第20条の1504第1項・第20条の1505第1項・第20条の1506第1項・第20条の1507第1項・第20条の1508第1項・第20条の1509第1項・第20条の1510第1項・第20条の1511第1項・第20条の1512第1項・第20条の1513第1項・第20条の1514第1項・第20条の1515第1項・第20条の1516第1項・第20条の1517第1項・第20条の1518第1項・第20条の1519第1項・第20条の1520第1項・第20条の1521第1項・第20条の1522第1項・第20条の1523第1項・第20条の1524第1項・第20条の1525第1項・第20条の1526第1項・第20条の1527第1項・第20条の1528第1項・第20条の1529第1項・第20条の1530第1項・第20条の1531第1項・第20条の1532第1項・第20条の1533第1項・第20条の1534第1項・第20条の1535第1項・第20条の1536第1項・第20条の1537第1項・第20条の1538第1項・第20条の1539第1項・第20条の1540第1項・第20条の1541第1項・第20条の1542第1項・第20条の1543第1項・第20条の1544第1項・第20条の1545第1項・第20条の1546第1項・第20条の1547第1項・第20条の1548第1項・第20条の1549第1項・第20条の1550第1項・第20条の1551第1項・第20条の1552第1項・第20条の1553第1項・第20条の1554第1項・第20条の1555第1項・第20条の1556第1項・第20条の1557第1項・第20条の1558第1項・第20条の1559第1項・第20条の1560第1項・第20条の1561第1項・第20条の1562第1項・第20条の1563第1項・第20条の1564第1項・第20条の1565第1項・第20条の1566第1項・第20条の1567第1項・第20条の1568第1項・第20条の1569第1項・第20条の1570第1項・第20条の1571第1項・第20条の1572第1項・第20条の1573第1項・第20条の1574第1項・第20条の1575第1項・第20条の1576第1項・第20条の1577第1項・第20条の1578第1項・第20条の1579第1項・第20条の1580第1項・第20条の1581第1項・第20条の1582第1項・第20条の1583第1項・第20条の1584第1項・第20条の1585第1項・第20条の1586第1項・第20条の1587第1項・第20条の1588第1項・第20条の1589第1項・第20条の1590第1項・第20条の1591第1項・第20条の1592第1項・第20条の1593第1項・第20条の1594第1項・第20条の1595第1項・第20条の1596第1項・第20条の1597第1項・第20条の1598第1項・第20条の1599第1項・第20条の1600第1項・第20条の1601第1項・第20条の1602第1項・第20条の1603第1項・第20条の1604第1項・第20条の1605第1項・第20条の1606第1項・第20条の1607第1項・第20条の1608第1項・第20条の1609第1項・第20条の1610第1項・第20条の1611第1項・第20条の1612第1項・第20条の1613第1項・第20条の1614第1項・第20条の1615第1項・第20条の1616第1項・第20条の1617第1項・第20条の1618第1項・第20条の1619第1項・第20条の1620第1項・第20条の1621第1項・第20条の1622第1項・第20条の1623第1項・第20条の1624第1項・第20条の1625第1項・第20条の1626第1項・第20条の1627第1項・第20条の1628第1項・第20条の1629第1項・第20条の1630第1項・第20条の1631第1項・第20条の1632第1項・第20条の1633第1項・第20条の1634

(3) 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上であること。

4. 3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2. (1)から(3)までに掲げる要素の過半数について類似性のある二以上の事業セグメントがあると認め、これらの事業セグメントを結合して一つの報告セグメントとすることができる。

5. 3. 及び4. によるものの他か、報告セグメントの売上高（事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。）の合計額が、損益計算書の売上高の75%未満の金額となる場合には、3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、損益計算書の売上高の75%以上の金額に達するまでのものを報告セグメントとする。

6. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（例えば、製品・サービス別、地域別、規模環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の例）

(2) 2. により、二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨

(3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

7. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(1) 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨及び前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報にあたる影響）

(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨及び前事業年度のセグメント情報を当事業年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが実務上困難な場合には、当事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した情報）

8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

(1) 報告セグメント間の取引がある場合　当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と損益計算書の利益上額又は損失計上額（損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前当期純利益若しくは税引前当期純損失又は当期純利益若しくは当期純損失をいう。）との間に差異がある場合　その旨及び当該差異の主な内容（差異調整に関する事項）

(3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

(4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

(5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前事業年度に採用した方法から変更した場合　その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

(6) 事業セグメントに対する固定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合　その内容

(7) その他参考となるべき事項がある場合　その内容

9. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関があるセグメントに配分すべき資産に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

(1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

(2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

(3) 報告セグメントの利益又は損失の金額に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

① 外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）

④ のれんの償却額

⑤ 受取利息

⑥ 支払利息

⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）

⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）

⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）

⑩ (2)から(3)までに掲げた金額に含まれていない重要な非資金損益項目（損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

(4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当事業年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

10. 「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合に当たって、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る記載事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

(1) 報告セグメントの売上高の合計額と損益計算書の売上高計上額

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と損益計算書の利益上額又は損失計上額

(3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額

(4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額

(5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に係る会社の財務諸表計上額

11. 10. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

12. 同記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第三号

様式第三号（第2条関係第3・第5、第20条関係第3・第7条関係第9・一部改正）

【関連情報】

Ⅰ 前事業年度（自　年　月　日 至　年　月　日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

(2) 有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・	×××	・・・・・・

Ⅱ 当事業年度（自　年　月　日 至　年　月　日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

※　有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・・	×××	・・・・・・

（記載上の注意）

1．財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

2．「1．製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の観点に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、損益計算書の売上高の10％以上をおめるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

　また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高の損益計算書の売上高の90％を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

3．「2．地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(1)　外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一括して掲る金額であって、損益計算書の売上高の10％以上をおめるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準

※　有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一括して掲げている有形固定資産の金額であって、貸借対照表の有形固定資産の金額の10％以上をおめるものがある場合には、当該国に区分した金額）

4．「2．地域ごとの情報」には、3．に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

5．3．にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90％を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超える場合には、その旨を記載することにより3．以又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。

6．「3．主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（単一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であって、損益計算書の売上高の10％以上をおめるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連するおな報告セグメントの名称を記載しなければならない。

7．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第四号

様式第四号　（第20条関係）

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

1．財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

2．「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。

3．「報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

4．「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する原因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。

5．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第五号

様式第五号　（第24条関係・金融、保険の事業を行う一般株式、特定目的会社・持株会社に移行する一般株式、特定信託会社・特定目的会社・特定目的信託・特定目的信託・特定目的信託

様式第五号の二

固定負債		
社債	×××　　×××　　×××

資本剰余金		
資本準備金	×××　　×××　　×××

様式第七号の二

様式第七号の二（平9内閣令・追加、平10内閣令・改名内閣令3・令3.7内閣令3・一部改正）

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　　年　　月　　日至　　年　　月　　日）

（単位：　　円）

	株主資本										評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金												
					一括償却資産の損金算入	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
剰余金の配当	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××		×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当事業年度（自　　年　　月　　日至　　年　　月　　日）

（単位：　　円）

	株主資本										評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金												
					一括償却資産の損金算入	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
剰余金の配当	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××		×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

1．上記の様式は、会社計算規則第３編第４章の規定に基づいて記載すること。

2．株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。

3．減損損失は修正再表示（以下３．において「減損損失等」という。）を行った場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び減損損失等の後の期首残高を区分表示すること。

4．会計基準等に規定されている減損損失に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。

5．上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（記載上の注意）

1．上記の様式は、会社計算規則第３編第４章の規定に基づいて記載すること。

2．株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。

3．減損損失は修正再表示（以下３．において「減損損失等」という。）を行った場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び減損損失等の後の期首残高を区分表示すること。

4．会計基準等に規定されている減損損失に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。

5．上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第八号

様式第八号　（第30条関係・金融、保険業を営む会社・持株会社・特定目的会社・投資法人・一般会社）

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

1. 「利息及び配当金の受取額」については、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
2. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
3. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第九号

様式第九号　（第30条関係・金融、保険業を営む会社・持株会社・特定目的会社・投資法人・一般会社）

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

1. 「利息及び配当金の受取額」については、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
2. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
3. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十号

様式第十号（第12条関係・金融、第13条関係・第15条第1項第6号・一般商法、第16条第2項・第18条第2項・第19条第1項第1号・第20条第2項・一般商法、第21条第1項第1号・第22条第2項・第23条第1項第1号・第24条第2項・第25条第1項第1号・第26条第2項・第27条第1項第1号・第28条第2項・第29条第1項第1号・第30条第2項・第31条第1項第1号・第32条第2項・第33条第1項第1号・第34条第2項・第35条第1項第1号・第36条第2項・第37条第1項第1号・第38条第2項・第39条第1項第1号・第40条第2項・第41条第1項第1号・第42条第2項・第43条第1項第1号・第44条第2項・第45条第1項第1号・第46条第2項・第47条第1項第1号・第48条第2項・第49条第1項第1号・第50条第2項・第51条第1項第1号・第52条第2項・第53条第1項第1号・第54条第2項・第55条第1項第1号・第56条第2項・第57条第1項第1号・第58条第2項・第59条第1項第1号・第60条第2項・第61条第1項第1号・第62条第2項・第63条第1項第1号・第64条第2項・第65条第1項第1号・第66条第2項・第67条第1項第1号・第68条第2項・第69条第1項第1号・第70条第2項・第71条第1項第1号・第72条第2項・第73条第1項第1号・第74条第2項・第75条第1項第1号・第76条第2項・第77条第1項第1号・第78条第2項・第79条第1項第1号・第80条第2項・第81条第1項第1号・第82条第2項・第83条第1項第1号・第84条第2項・第85条第1項第1号・第86条第2項・第87条第1項第1号・第88条第2項・第89条第1項第1号・第90条第2項・第91条第1項第1号・第92条第2項・第93条第1項第1号・第94条第2項・第95条第1項第1号・第96条第2項・第97条第1項第1号・第98条第2項・第99条第1項第1号・第100条第2項・第101条第1項第1号・第102条第2項・第103条第1項第1号・第104条第2項・第105条第1項第1号・第106条第2項・第107条第1項第1号・第108条第2項・第109条第1項第1号・第110条第2項・第111条第1項第1号・第112条第2項・第113条第1項第1号・第114条第2項・第115条第1項第1号・第116条第2項・第117条第1項第1号・第118条第2項・第119条第1項第1号・第120条第2項・第121条第1項第1号・第122条第2項・第123条第1項第1号・第124条第2項・第125条第1項第1号・第126条第2項・第127条第1項第1号・第128条第2項・第129条第1項第1号・第130条第2項・第131条第1項第1号・第132条第2項・第133条第1項第1号・第134条第2項・第135条第1項第1号・第136条第2項・第137条第1項第1号・第138条第2項・第139条第1項第1号・第140条第2項・第141条第1項第1号・第142条第2項・第143条第1項第1号・第144条第2項・第145条第1項第1号・第146条第2項・第147条第1項第1号・第148条第2項・第149条第1項第1号・第150条第2項・第151条第1項第1号・第152条第2項・第153条第1項第1号・第154条第2項・第155条第1項第1号・第156条第2項・第157条第1項第1号・第158条第2項・第159条第1項第1号・第160条第2項・第161条第1項第1号・第162条第2項・第163条第1項第1号・第164条第2項・第165条第1項第1号・第166条第2項・第167条第1項第1号・第168条第2項・第169条第1項第1号・第170条第2項・第171条第1項第1号・第172条第2項・第173条第1項第1号・第174条第2項・第175条第1項第1号・第176条第2項・第177条第1項第1号・第178条第2項・第179条第1項第1号・第180条第2項・第181条第1項第1号・第182条第2項・第183条第1項第1号・第184条第2項・第185条第1項第1号・第186条第2項・第187条第1項第1号・第188条第2項・第189条第1項第1号・第190条第2項・第191条第1項第1号・第192条第2項・第193条第1項第1号・第194条第2項・第195条第1項第1号・第196条第2項・第197条第1項第1号・第198条第2項・第199条第1項第1号・第200条第2項・第201条第1項第1号・第202条第2項・第203条第1項第1号・第204条第2項・第205条第1項第1号・第206条第2項・第207条第1項第1号・第208条第2項・第209条第1項第1号・第210条第2項・第211条第1項第1号・第212条第2項・第213条第1項第1号・第214条第2項・第215条第1項第1号・第216条第2項・第217条第1項第1号・第218条第2項・第219条第1項第1号・第220条第2項・第221条第1項第1号・第222条第2項・第223条第1項第1号・第224条第2項・第225条第1項第1号・第226条第2項・第227条第1項第1号・第228条第2項・第229条第1項第1号・第230条第2項・第231条第1項第1号・第232条第2項・第233条第1項第1号・第234条第2項・第235条第1項第1号・第236条第2項・第237条第1項第1号・第238条第2項・第239条第1項第1号・第240条第2項・第241条第1項第1号・第242条第2項・第243条第1項第1号・第244条第2項・第245条第1項第1号・第246条第2項・第247条第1項第1号・第248条第2項・第249条第1項第1号・第250条第2項・第251条第1項第1号・第252条第2項・第253条第1項第1号・第254条第2項・第255条第1項第1号・第256条第2項・第257条第1項第1号・第258条第2項・第259条第1項第1号・第260条第2項・第261条第1項第1号・第262条第2項・第263条第1項第1号・第264条第2項・第265条第1項第1号・第266条第2項・第267条第1項第1号・第268条第2項・第269条第1項第1号・第270条第2項・第271条第1項第1号・第272条第2項・第273条第1項第1号・第274条第2項・第275条第1項第1号・第276条第2項・第277条第1項第1号・第278条第2項・第279条第1項第1号・第280条第2項・第281条第1項第1号・第282条第2項・第283条第1項第1号・第284条第2項・第285条第1項第1号・第286条第2項・第287条第1項第1号・第288条第2項・第289条第1項第1号・第290条第2項・第291条第1項第1号・第292条第2項・第293条第1項第1号・第294条第2項・第295条第1項第1号・第296条第2項・第297条第1項第1号・第298条第2項・第299条第1項第1号・第300条第2項・第301条第1項第1号・第302条第2項・第303条第1項第1号・第304条第2項・第305条第1項第1号・第306条第2項・第307条第1項第1号・第308条第2項・第309条第1項第1号・第310条第2項・第311条第1項第1号・第312条第2項・第313条第1項第1号・第314条第2項・第315条第1項第1号・第316条第2項・第317条第1項第1号・第318条第2項・第319条第1項第1号・第320条第2項・第321条第1項第1号・第322条第2項・第323条第1項第1号・第324条第2項・第325条第1項第1号・第326条第2項・第327条第1項第1号・第328条第2項・第329条第1項第1号・第330条第2項・第331条第1項第1号・第332条第2項・第333条第1項第1号・第334条第2項・第335条第1項第1号・第336条第2項・第337条第1項第1号・第338条第2項・第339条第1項第1号・第340条第2項・第341条第1項第1号・第342条第2項・第343条第1項第1号・第344条第2項・第345条第1項第1号・第346条第2項・第347条第1項第1号・第348条第2項・第349条第1項第1号・第350条第2項・第351条第1項第1号・第352条第2項・第353条第1項第1号・第354条第2項・第355条第1項第1号・第356条第2項・第357条第1項第1号・第358条第2項・第359条第1項第1号・第360条第2項・第361条第1項第1号・第362条第2項・第363条第1項第1号・第364条第2項・第365条第1項第1号・第366条第2項・第367条第1項第1号・第368条第2項・第369条第1項第1号・第370条第2項・第371条第1項第1号・第372条第2項・第373条第1項第1号・第374条第2項・第375条第1項第1号・第376条第2項・第377条第1項第1号・第378条第2項・第379条第1項第1号・第380条第2項・第381条第1項第1号・第382条第2項・第383条第1項第1号・第384条第2項・第385条第1項第1号・第386条第2項・第387条第1項第1号・第388条第2項・第389条第1項第1号・第390条第2項・第391条第1項第1号・第392条第2項・第393条第1項第1号・第394条第2項・第395条第1項第1号・第396条第2項・第397条第1項第1号・第398条第2項・第399条第1項第1号・第400条第2項・第401条第1項第1号・第402条第2項・第403条第1項第1号・第404条第2項・第405条第1項第1号・第406条第2項・第407条第1項第1号・第408条第2項・第409条第1項第1号・第410条第2項・第411条第1項第1号・第412条第2項・第413条第1項第1号・第414条第2項・第415条第1項第1号・第416条第2項・第417条第1項第1号・第418条第2項・第419条第1項第1号・第420条第2項・第421条第1項第1号・第422条第2項・第423条第1項第1号・第424条第2項・第425条第1項第1号・第426条第2項・第427条第1項第1号・第428条第2項・第429条第1項第1号・第430条第2項・第431条第1項第1号・第432条第2項・第433条第1項第1号・第434条第2項・第435条第1項第1号・第436条第2項・第437条第1項第1号・第438条第2項・第439条第1項第1号・第440条第2項・第441条第1項第1号・第442条第2項・第443条第1項第1号・第444条第2項・第445条第1項第1号・第446条第2項・第447条第1項第1号・第448条第2項・第449条第1項第1号・第450条第2項・第451条第1項第1号・第452条第2項・第453条第1項第1号・第454条第2項・第455条第1項第1号・第456条第2項・第457条第1項第1号・第458条第2項・第459条第1項第1号・第460条第2項・第461条第1項第1号・第462条第2項・第463条第1項第1号・第464条第2項・第465条第1項第1号・第466条第2項・第467条第1項第1号・第468条第2項・第469条第1項第1号・第470条第2項・第471条第1項第1号・第472条第2項・第473条第1項第1号・第474条第2項・第475条第1項第1号・第476条第2項・第477条第1項第1号・第478条第2項・第479条第1項第1号・第480条第2項・第481条第1項第1号・第482条第2項・第483条第1項第1号・第484条第2項・第485条第1項第1号・第486条第2項・第487条第1項第1号・第488条第2項・第489条第1項第1号・第490条第2項・第491条第1項第1号・第492条第2項・第493条第1項第1号・第494条第2項・第495条第1項第1号・第496条第2項・第497条第1項第1号・第498条第2項・第499条第1項第1号・第500条第2項・第501条第1項第1号・第502条第2項・第503条第1項第1号・第504条第2項・第505条第1項第1号・第506条第2項・第507条第1項第1号・第508条第2項・第509条第1項第1号・第510条第2項・第511条第1項第1号・第512条第2項・第513条第1項第1号・第514条第2項・第515条第1項第1号・第516条第2項・第517条第1項第1号・第518条第2項・第519条第1項第1号・第520条第2項・第521条第1項第1号・第522条第2項・第523条第1項第1号・第524条第2項・第525条第1項第1号・第526条第2項・第527条第1項第1号・第528条第2項・第529条第1項第1号・第530条第2項・第531条第1項第1号・第532条第2項・第533条第1項第1号・第534条第2項・第535条第1項第1号・第536条第2項・第537条第1項第1号・第538条第2項・第539条第1項第1号・第540条第2項・第541条第1項第1号・第542条第2項・第543条第1項第1号・第544条第2項・第545条第1項第1号・第546条第2項・第547条第1項第1号・第548条第2項・第549条第1項第1号・第550条第2項・第551条第1項第1号・第552条第2項・第553条第1項第1号・第554条第2項・第555条第1項第1号・第556条第2項・第557条第1項第1号・第558条第2項・第559条第1項第1号・第560条第2項・第561条第1項第1号・第562条第2項・第563条第1項第1号・第564条第2項・第565条第1項第1号・第566条第2項・第567条第1項第1号・第568条第2項・第569条第1項第1号・第570条第2項・第571条第1項第1号・第572条第2項・第573条第1項第1号・第574条第2項・第575条第1項第1号・第576条第2項・第577条第1項第1号・第578条第2項・第579条第1項第1号・第580条第2項・第581条第1項第1号・第582条第2項・第583条第1項第1号・第584条第2項・第585条第1項第1号・第586条第2項・第587条第1項第1号・第588条第2項・第589条第1項第1号・第590条第2項・第591条第1項第1号・第592条第2項・第593条第1項第1号・第594条第2項・第595条第1項第1号・第596条第2項・第597条第1項第1号・第598条第2項・第599条第1項第1号・第600条第2項・第601条第1項第1号・第602条第2項・第603条第1項第1号・第604条第2項・第605条第1項第1号・第606条第2項・第607条第1項第1号・第608条第2項・第609条第1項第1号・第610条第2項・第611条第1項第1号・第612条第2項・第613条第1項第1号・第614条第2項・第615条第1項第1号・第616条第2項・第617条第1項第1号・第618条第2項・第619条第1項第1号・第620条第2項・第621条第1項第1号・第622条第2項・第623条第1項第1号・第624条第2項・第625条第1項第1号・第626条第2項・第627条第1項第1号・第628条第2項・第629条第1項第1号・第630条第2項・第631条第1項第1号・第632条第2項・第633条第1項第1号・第634条第2項・第635条第1項第1号・第636条第2項・第637条第1項第1号・第638条第2項・第639条第1項第1号・第640条第2項・第641条第1項第1号・第642条第2項・第643条第1項第1号・第644条第2項・第645条第1項第1号・第646条第2項・第647条第1項第1号・第648条第2項・第649条第1項第1号・第650条第2項・第651条第1項第1号・第652条第2項・第653条第1項第1号・第654条第2項・第655条第1項第1号・第656条第2項・第657条第1項第1号・第658条第2項・第659条第1項第1号・第660条第2項・第661条第1項第1号・第662条第2項・第663条第1項第1号・第664条第2項・第665条第1項第1号・第666条第2項・第667条第1項第1号・第668条第2項・第669条第1項第1号・第670条第2項・第671条第1項第1号・第672条第2項・第673条第1項第1号・第674条第2項・第675条第1項第1号・第676条第2項・第677条第1項第1号・第678条第2項・第679条第1項第1号・第680条第2項・第681条第1項第1号・第682条第2項・第683条第1項第1号・第684条第2項・第685条第1項第1号・第686条第2項・第687条第1項第1号・第688条第2項・第689条第1項第1号・第690条第2項・第691条第1項第1号・第692条第2項・第693条第1項第1号・第694条第2項・第695条第1項第1号・第696条第2項・第697条第1項第1号・第698条第2項・第699条第1項第1号・第700条第2項・第701条第1項第1号・第702条第2項・第703条第1項第1号・第704条第2項・第705条第1項第1号・第706条第2項・第707条第1項第1号・第708条第2項・第709条第1項第1号・第710条第2項・第711条第1項第1号・第712条第2項・第713条第1項第1号・第714条第2項・第715条第1項第1号・第716条第2項・第717条第1項第1号・第718条第2項・第719条第1項第1号・第720条第2項・第721条第1項第1号・第722条第2項・第723条第1項第1号・第724条第2項・第725条第1項第1号・第726条第2項・第727条第1項第1号・第728条第2項・第729条第1項第1号・第730条第2項・第731条第1項第1号・第732条第2項・第733条第1項第1号・第734条第2項・第735条第1項第1号・第736条第2項・第737条第1項第1号・第738条第2項・第739条第1項第1号・第740条第2項・第741条第1項第1号・第742条第2項・第743条第1項第1号・第744条第2項・第745条第1項第1号・第746条第2項・第747条第1項第1号・第748条第2項・第749条第1項第1号・第750条第2項・第751条第1項第1号・第752条第2項・第753条第1項第1号・第754条第2項・第755条第1項第1号・第756条第2項・第757条第1項第1号・第758条第2項・第759条第1項第1号・第760条第2項・第761条第1項第1号・第762条第2項・第763条第1項第1号・第764条第2項・第765条第1項第1号・第766条第2項・第767条第1項第1号・第768条第2項・第769条第1項第1号・第770条第2項・第771条第1項第1号・第772条第2項・第773条第1項第1号・第774条第2項・第775条第1項第1号・第776条第2項・第777条第1項第1号・第778条第2項・第779条第1項第1号・第780条第2項・第781条第1項第1号・第782条第2項・第783条第1項第1号・第784条第2項・第785条第1項第1号・第786条第2項・第787条第1項第1号・第788条第2項・第789条第1項第1号・第790条第2項・第791条第1項第1号・第792条第2項・第793条第1項第1号・第794条第2項・第795条第1項第1号・第796条第2項・第797条第1項第1号・第798条第2項・第799条第1項第1号・第800条第2項・第801条第1項第1号・第802条第2項・第803条第1項第1号・第804条第2項・第805条第1項第1号・第806条第2項・第807条第1項第1号・第808条第2項・第809条第1項第1号・第810条第2項・第811条第1項第1号・第812条第2項・第813条第1項第1号・第814条第2項・第815条第1項第1号・第816条第2項・第817条第1項第1号・第818条第2項・第819条第1項第1号・第820条第2項・第821条第1項第1号・第822条第2項・第823条第1項第1号・第824条第2項・第825条第1項第1号・第826条第2項・第827条第1項第1号・第828条第2項・第829条第1項第1号・第830条第2項・第831条第1項第1号・第832条第2項・第833条第1項第1号・第834条第2項・第835条第1項第1号・第836条第2項・第837条第1項第1号・第838条第2項・第839条第1項第1号・第840条第2項・第841条第1項第1号・第842条第2項・第843条第1項第1号・第844条第2項・第845条第1項第1号・第846条第2項・第847条第1項第1号・第848条第2項・第849条第1項第1号・第850条第2項・第851条第1項第1号・第852条第2項・第853条第1項第1号・第854条第2項・第855条第1項第1号・第856条第2項・第857条第1項第1号・第858条第2項・第859条第1項第1号・第860条第2項・第861条第1項第1号・第862条第2項・第863条第1項第1号・第864条第2項・第865条第1項第1号・第866条第2項・第867条第1項第1号・第868条第2項・第869条第1項第1号・第870条第2項・第871条第1項第1号・第872条第2項・第873条第1項第1号・第874条第2項・第875条第1項第1号・第876条第2項・第877条第1項第1号・第878条第2項・第879条第1項第1号・第880条第2項・第881条第1項第1号・第882条第2項・第883条第1項第1号・第884条第2項・第885条第1項第1号・第886条第2項・第887条第1項第1号・第888条第2項・第889条第1項第1号・第890条第2項・第891条第1項第1号・第892条第2項・第893条第1項第1号・第894条第2項・第895条第1項第1号・第896条第2項・第897条第1項第1号・第898条第2項・第899条第1項第1号・第900条第2項・第901条第1項第1号・第902条第2項・第903条第1項第1号・第904条第2項・第905条第1項第1号・第906条第2項・第907条第1項第1号・第908条第2項・第909条第1項第1号・第910条第2項・第911条第1項第1号・第912条第2項・第913条第1項第1号・第914条第2項・第915条第1項第1号・第916条第2項・第917条第1項第1号・第918条第2項・第919条第1項第1号・第920条第2項・第921条第1項第1号・第922条第2項・第923条第1項第1号・第924条第2項・第925条第1項第1号・第926条第2項・第927条第1項第1号・第928条第2項・第929条第1項第1号・第930条第2項・第931条第1項第1号・第932条第2項・第933条第1項第1号・第934条第2項・第935条第1項第1号・第936条第2項・第937条第1項第1号・第938条第2項・第939条第1項第1号・第940条第2項・第941条第1項第1号・第942条第2項・第943条第1項第1号・第944条第2項・第945条第1項第1号・第946条第2項・第947条第1項第1号・第948条第2項・第949条第1項第1号・第950条第2項・第951条第1項第1号・第952条第2項・第953条第1項第1号・第954条第2項・第955条第1項第1号・第956条第2項・第957条第1項第1号・第958条第2項・第959条第1項第1号・第960条第2項・第961条第1項第1号・第962条第2項・第963条第1項第1号・第964条第2項・第965条第1項第1号・第966条第2項・第967条第1項第1号・第968条第2項・第969条第1項第1号・第970条第2項・第971条第1項第1号・第972条第2項・第973条第1項第1号・第974条第2項・第975条第1項第1号・第976条第2項・第977条第1項第1号・第978条第2項・第979条第1項第1号・第980条第2項・第981条第1項第1号・第982条第2項・第983条第1項第1号・第984条第2項・第985条第1項第1号・第986条第2項・第987条第1項第1号・第988条第2項・第989条第1項第1号・第990条第2項・第991条第1項第1号・第992条第2項・第993条第1項第1号・第994条第2項・第995条第1項第1号・第996条第2項・第997条第1項第1号・第998条第2項・第999条第1項第1号・第1000条第2項・第1001条第1項第1号・第1002条第2項・第1003条第1項第1号・第1004条第2項・第1005条第1項第1号・第1006条第2項・第1007条第1項第1号・第1008条第2項・第1009条第1項第1号・第1010条第2項・第1011条第1項第1号・第1012条第2項・第1013条第1項第1号・第1014条第2項・第1015条第1項第1号・第1016条第2項・第1017条第1項第1号・第1018条第2項・第1019条第1項第1号・第1020条第2項・第1021条第1項第1号・第1022条第2項・第1023条第1項第1号・第1024条第2項・第1025条第1項第1号・第1026条第2項・第1027条第1項第1号・第1028条第2項・第1029条第1項第1号・第1030条第2項・第1031条第1項第1号・第1032条第2項・第1033条第1項第1号・第1034条第2項・第1035条第1項第1号・第1036条第2項・第1037条第1項第1号・第1038条第2項・第1039条第1項第1号・第1040条第2項・第1041条第1項第1号・第1042条第2項・第1043条第1項第1号・第1044条第2項・第1045条第1項第1号・第1046条第2項・第1047条第1項第1号・第1048条第2項・第1049条第1項第1号・第1050条第2項・第1051条第1項第1号・第1052条第2項・第1053条第1項第1号・第1054条第2項・第1055条第1項第1号・第1056条第2項・第1057条第1項第1号・第1058条第2項・第1059条第1項第1号・第1060条第2項・第1061条第1項第1号・第1062条第2項・第1063条第1項第1号・第1064条第2項・第1065条第1項第1号・第1066条第2項・第1067条第1項第1号・第1068条第2項・第1069条第1項第1号・第1070条第2項・第1071条第1項第1号・第1072条第2項・第1073条第1項第1号・第1074条第2項・第1075条第1項第1号・第1076条第2項・第1077条第1項第1号・第1078条第2項・第1079条第1項第1号・第1080条第2項・第1081条第1項第1号・第1082条第2項・第1083条第1項第1号・第1084条第2項・第1085条第1項第1号・第1086条第2項・第1087条第1項第1号・第1088条第2項・第1089条第1項第1号・第1090条第2項・第1091条第1項第1号・第1092条第2項・第1093条第1項第1号・第1094条第2項・第1095条第1項第1号・第1096条第2項・第1097条第1項第1号・第1098条第2項・第1099条第1項第1号・第1100条第2項・第1101条第1項第1号・第1102条第2項・第1103条第1項第1号・第1104条第2項・第1105条第1項第1号・第1106条第2項・第1107条第1項第1号・第1108条第2項・第1109条第1項第1号・第1110条第2項・第1111条第1項第1号・第1112条第2項・第1113条第1項第1号・第1114条第2項・第1115条第1項第1号・第1116条第2項・第1117条第1項第1号・第1118条第2項・第1119条第1項第1号・第1120条第2項・第1121条第1項第1号・第1122条第2項・第1123条第1項第1号・第1124条第2項・第1125条第1項第1号・第1126条第2項・第1127条第1項第1号・第1128条第2項・第1129条第1項第1号・第1130条第2項・第1131条第1項第1号・第1132条第2項・第1133条第1項第1号・第1134条第2項・第1135条第1項第1号・第1136条第2項・第1137条第1項第1号・第1138条第2項・第1139条第1項第1号・第1140条第2項・第1141条第1項第1号・第1142条第2項・第1143条第1項第1号・第1144条第2項・第1145条第1項第1号・第1146条第2項・第1147条第1項第1号・第1148条第2項・第1149条第1項第1号・第1150条第2項・第1151条第1項第1号・第1152条第2項・第1153条第1項第1号・第1154条第2項・第1155条第1項第1号・第1156条第2項・第1157条第1項第1号・第1158条第2項・第1159条第1項第1号・第1160条第2項・第1161条第1項第1号・第1162条第2項・第1163条第1項第1号・第1164条第2項・第1165条第1項第1号・第1166条第2項・第1167条第1項第1号・第1168条第2項・第1169条第1項第1号・第1170条第2項・第1171条第1項第1号・第1172条第2項・第1173条第1項第1号・第1174条第2項・第1175条第1項第1号・第1176条第2項・第1177条第1項第1号・第1178条第2項・第1179条第1項第1号・第1180条第2項・第1181条第1項第1号・第1182条第2項・第1183条第1項第1号・第1184条第2項・第1185条第1項第1号・第1186条第2項・第1187条第1項第1号・第1188条第2項・第1189条第1項第1号・第1190条第2項・第1191条第1項第1号・第1192条第2項・第1193条第1項第1号・第1194条第2項・第1195条第1項第1号・第1196条第2項・第1197条第1項第1号・第1198条第2項・第1199条第1項第1号・第1200条第2項・第1201条第1項第1号・第1202条第2項・第1203条第1項第1号・第1204条第2項・第1205条第1項第1号・第1206条第2項・第1207条第1項第1号・第1208条第2項・第1209条第1項第1号・第1210条第2項・第1211条第1項第1号・第1212条第2項・第1213条第1項第1号・第1214条第2項・第1215条第1項第1号・第1216条第2項・第1217条第1項第1号・第1218条第2項・第1219条第1項第1号・第1220条第2項・第1221条第1項第1号・第1222条第2項・第1223条第1項第1号・第1224条第2項・第1225条第1項第1号・第1226条第2項・第1227条第1項第1号・第1228条第2項・第1229条第1項第1号・第1230条第2項・第1231条第1項第1号・第1232条第2項・第1233条第1項第1号・第1234条第2項・第1235条第1項第1号・第1236条第2項・第1237条第1項第1号・第1238条第2項・第1239条第1項第1号・第1240条第2項・第1241条第1項第1号・第1242条第2項・第1243条第1項第1号・第1244条第2項・第1245条第1項第1号・第1246条第2項・第1247条第1項第1号・第1248条第2項・第1249条第1項第1号・第1250条第2項・第1251条第1項第1号・第1252条第2項・第1253条第1項第1号・第1254条第2項・第1255条第1項第1号・第1256条第2項・第1257条第1項第1号・第1258条第2項・第1259条第1項第1号・第1260条第2項・第1261条第1項第1号・第1262条第2項・第1263条第1項第1号・第1264条第2項・第1265条第1項第1号・第1266条第2項・第1267条第1項第1号・第1268条第2項・第1269条第1項第1号・第1270条第2項・第1271条第1項第1号・第1272条第2項・第1273条第1項第1号・第1274条第2項・第1275条第1項第1号・第1276条第2項・第1277条第1項第1号・第1278条第2項・第1279条第1項第1号・第1280条第2項・第1281条第1項第1号・第1282条第2項・第1283条第1項第1号・第1284条第2項・第1285条第1項第1号・第1286条第2項・第1287条第1項第1号・第1288条第2項・第1289条第1項第1号・第1290条第2項・第1291条第1項第1号・第1292条第2項・第1293条第1項第1号・第1294条第2項・第1295条第1項第1号・第1296条第2項・第1297条第1項第1号・第1298条第2項・第1299条第1項第1号・第1300条第2項・第1301条第1項第1号・第1302条第2項・第1303条第1項第1号・第1304条第2項・第1305条第1項第1号・第1306条第2項・第1307条第1項第1号・第1308条第2項・第1309条第1項第1号・第1310条第2項・第1311条第1項第1号・第1312条第2項・第1313条第1項第1号・第1314条第2項・第1315条第1項第1号・第1316条第2項・第1317条第1項第1号・第1318条第2項・第1319条第1項第1号・第1320条第2項・第1321条第1項第1号・第1322条第2項・第1323条第1項第1号・第1324条第2項・第1325条第1項第1号・第1326条第2項・第1327条第1項第1号・第1328条第2項・第1329条第1項第1号・第1330条第2項・第1331条第1項第1号・第1332条第2項・第1333条第1項第1号・第1334条第2項・第1335条第1項第1号・第1336条第2項・第1337条第1項第1号・第1338条第2項・第1339条第1項第1号・第1340条第2項・第1341条第1項第1号・第1342条第2項・第1343条第1項第1号・第1344条第2項・第1345条第1項第1号・第1346条第2項・第1347条第1項第1号・第1348条第2項・第1349条第1項第1号・第1350条第2項・第1351条第1項第1号・第1352条第2項・第1353条第1項第1号・第1354条第2項・第1355条第1項第1号・第1356条第2項・第1357条第1項第1号・第1358条第2項・第1359条第1項第1号・第1360条第2項・第1361条第1項第1号・第1362条第2項・第1363条第1項第1号・第1364条第2項・第1365条第1項第1号・第1366条第2項・第1367条第1項第1号・第1368条第2項・第1369条第1項第1号・第1370条第2項・第1371条第1項第1号・第1372条第2項・第1373条第1項第1号・第1374条第2項・第1375条第1項第1号・第1376条第2項・第1377条第1項第1号・第1378条第2項・第1379条第1項第1号・第1380条第2項・第1381条第1項第1号・第1382条第2項・第1383条第1項第1号・第1384条第2項・第1385条第1項第1号・第1386条第2項・第1387条第1項第1号・第1388条第2項・第1389条第1項第1号・第1390条第2項・第1391条第1項第1号・第1392条第2項・第1393条第1項第1号・第1394条第2項・第1395条第1項第1号・第1396条第2項・第1397条第1項第1号・第1398条第2項・第1399条第1項第1号・第1400条第2項・第1401条第1項第1号・第1402条第2項・第1403条第1項第1号・第1404条第2項・第1405条第1項第1号・第1406条第2項・第1407条第1項第1号・第1408条第2項・第1409条第1項第1号・第1410条第2項・第1411条第1項第1号・第1412条第2項・第1413条第1項第1号・第1414条第2項・第1415条第1項第1号・第1416条第2項・第1417条第1項第1号・第1418条第2項・第1419条第1項第1号・第1420条第2項・第1421条第1項第1号・第1422条第2項・第1423条第1項第1号・第1424条第2項・第1425条第1項第1号・第1426条第2項・第1427条第1項第1号・第1428条第2項・第1429条第1項第1号・第1430条第2項・第1431条第1項第1号・第1432条第2項・第1433条第1項第1号・第1434条第2項・第1435条第1項第1号・第1436条第2項・第1437条第1項第1号・第1438条第2項・第1439条第1項第1号・第1440条第2項・第1441条第1項第1号・第1442条第2項・第1443条第1項第1号・第1444条第2項・第1445条第1項第1号・第1446条第2項・第1447条第1項第1号・第1448条第2項・第1449条第1項第1号・第1450条第2項・第1451条第1項第1号・第1452条第2項・第1453条第1項第1号・第1454条第2項・第1455条第1項第1号・第1456条第2項・第1457条第1項第1号・第1458条第2項・第1459条第1項第1号・第1460条第2項・第1461条第1項第1号・第1462条第2項・第1463条第1項第1号・第1464条第2項・第1465条第1項第1号・第1466条第2項・第1467条第1項第1号・第1468条第2項・第1469条第1項第1号・第1470条第2項・第1471条第1項第1号・第1472条第2項・第1473条第1項第1号・第1474条第2項・第1475条第1項第1号・第1476条第2項・第1477条第1項第1号・第1478条第2項・第1479条第1項第1号・第1480条第2項・第1481条第1項第1号・第1482条第2項・第1483条第1項第1号・第1484条第2項・第1485条第1項第1号・第1486条第2項・第1487条第1項第1号・第1488条第2項・第1489条第1項第1号・第1490条第2項・第1491条第1項第1号・第1492条第2項・第1493条第1項第1号・第1494条第2項・第1495条第1項第1号・第1496条第2項・第1497条第1項第1号・第1498条第2項・第1499条第1項第1号・第1500条第2項・第1501条第1項第1号・第1502条第2項・第1503条第1項第1号・第1504条第2項・第1505条第1項第1号・第1506条第2項・第1507条第1項第1号・第1508条第2項・第1509条第1項第1号・第1510条第2項・第1511条第1項第1号・第1512条第2項・第1513条第1項第1号・第1514条第2項・第1515条第1項第1号・第1516条第2項・第1517条第1項第1号・第1518条第2項・第1519条第1項第1号・第1520条第2項・第1521条第1項第1号・第1522条第2項・第1523条第1項第1号・第1524条第2項・第1525条第1項第1号・第1526条第2項・第1527条第1項第1号・第1528条第2項・第1529条第1項第1号・第1530条第2項・第1531条第1項第1号・第1532条第2項・第1533条第1項第1号・第1534条第2項・第1535条第1項第1号・第1536条第2項・第1537条第1項第1号・第1538条第2項・第1539条第1項第1号・第1540条第2項・第1541条第1項第1号・第1542条第2項・第1543条第1項第1号・第1544条第2項・第1545条第1項第1号・第1546条第2項・第1547条第1項第1号・第1548条第2項・第1549条第1項第1号・第1550条第2項・第1551条第1項第1号・第1552条第2項・第1553条第1項第1号・第1554条第2項・第1555条第1項第1号・第1556条第2項・第1557条第1項第1号・第1558条第2項・第1559条第1項第1号・第1560条第2項・第1561条第1項第1号・第1562条第2項・第1563条第1項第1号・第1564条第2項・第1565条第1項第1号・第1566条第2項・第1567条第1項第1号・第1568条第2項・第1569条第1項第1号・第1570条第2項・第1571条第1項第1号・第1572条第2項・第1573条第1項第1号・第1574条第2項・第1575条第1項第1号・第1576条第2項・第1577条第1項第1号・第1578条第2項・第1579条第1項第1号・第1580条第2項・第1581条第1項第1号・第1582条第2項・第1583条第1項第1号・第1584条第2項・第1585条第1項第1号・第1586条第2項・第1587条第1項第1号・第1588条第2項・第1589条第1項第1号・第1590条第2項・第1591条第1項第1号・第1592条第2項・第1593条第1項第1号・第1594条第2項・第1595条第1項第1号・第1596条第2項・第1597条第1項第1号・第1598条第2項・第1599条第1項第1号・第1600条第2項・第1601条第1項第1号・第1602条第2項・第1603条第1項第1号・第1604条第2項・第1605条第1項第1号・第1606条第2項・第1607条第1項第1号・第1608条第2項・第1609条第1項第1号・第1610条第2項・第1611条第1項第1号・第1612条第2項・第1613条第1項第1号・第1614条第2項・第1615条第1項第1号・第1616条第2項・第1617条第1項第1号・第1618条第2項・第1619条第1項第1号・第1620条第2項・第1621条第1項第1号・第1622条第2項・第1623条第1項第1号・第1624条第2項・第1625条第1項第1号・第1626条第2項・第1627条第1項第1号・第1628条第2項・第1629条第1項第1号・第1630条第2項・第1631条第1項第1号・第1632条第2項・第1633条第1項第1号・第1634条第2項・第1635条第1項第1号・第1636条第2項・第1637条第1項第1号・第1638条第2項・第1639条第1項第1号・第1640条第2項・第1641条第1項第1号・第1642条第2項・第1643条第1項第1号・第1644条第2項・第1645条第1項第1号・第1646条第2項・第1647条第1項第1号・第1648条第2項・第1649条第1項第1号・第1650条第2項・第1651条第1項第1号・第1652条第2項・第1653条第1項第1号・第1654条第2項・第1655条第1項第1号・第1656条第2項・第1657条第1項第1号・第1658条第2項・第1659条第1項第1号・第1660条第2項・第1661条第1項第1号・第1662条第2項・第1663条第1項第1号・第1664条第2項・第1665条第1項第1号・第1666条第2項・第1667条第1項第1号・第1668条第2項・第1669条第1項第1号・第1670条第2項・第1671条第1項第1号・第1672条第2項・第1673条第1項第1号・第1674条第2項・第1675条第1項第1号・第1676条第2項・第1677条第1項第1号・第1678条第2項・第1679条第1項第1号・第1680条第2項・第1681条第1項第1号・第1682条第2項・第1683条第1項第1号・第1684条第2項・第1685条第1項第1号・第1686条第2項・第1687条第1項第1号・第1688条第2項・第1689条第1項第1号・第1690条第2項・第1691条第1項第1号・第1692条第2項・第1693条第1項第1号・第1694条第2項・第1695条第1項第1号・第1696条第2項・第1697条第1項第1号・第1698条第2項・第1699条第1項第1号・第1700条第2項・第1701条第1項第1号・第1702条第2項・第1703条第1項第1号・第1704条第2項・第1705条第1項第1号・第1706条第2項・第1707条第1項第1号・第1708条第2項・第1709条第1項第1号・第1710条第2項・第1711条第1項第1号・第1712条第2項・第1713条第1項第1号・第1714条第2項・第1715条第1項第1号・第1716条第2項・第1717条第1項第1号・第1718条第2項・第1719条第1項第1号・第1720条第2項・第1721条第1項第1号・第1722条第2項・第1723条第1項第1号・第1724条第2項・第1725条第1項第1号・第1726条第2項・第1727条第1項第1号・第1728条第2項・第1729条第1項第1号・第1730条第2項・第1731条第1項第1号・第1732条第2項・第1733条第1項第1号・第1734条第2項・第1735条第1項第1号・第1736条第2項・第1737条第1項第1号・第1738条第2項・第1739条第1項第1号・第1740条第2項・第1741条第1項第1号・第1742条第2項・第1743条第1項第1号・第1744条第2項・第1745条第1項第1号・第1746条第2項・第1747条第1項第1号・第1748条第2項・第1749条第1項第1号・第1750条第2項・第1751条第1項第1号・第1752条第2項・第1753条第1項第1号・第1754条第2項・第1755条第1項第1号・第1756条第2項・第1757条第1項第1号・第1758条第2項・第1759条第1項第1号・第1760条第2項・第1761条第1項第1号・第1762条第2項・第1763条第1項第1号・第1764条第2項・第1765条第1項第1号・第1766条第2項・第1767条第1項第1号・第1768条第2項・第1769条第1項第1号・第1770条第2項・第1771条第1項第1号・第1772条第2項・第1773条第1項第1号・第1774条第2項・第1775条第1項第1号・第1776条第2項・第1777条第1項第1号・第1778条第2項・第1779条第1項第1号・第1780条第2項・第1781条第1項第1号・第1782条第2項・第1783条第1項第1号・第1784条第2項・第1785条第1項第1号・第1786条第2項・第1787条第1項第1号・第1788条第2項・第1789条第1項第1号・第1790条第2項・第1791条第1項第1号・第1792条第2項・第1793条第1項第1号・第1794条第2項・第1795条第1項第1号・

様式第十一号の二

様式第十一号の二（第20条関係）

【有形固定資産等明細表】

（単位：円）

区　分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産							
	計						
無形固定資産							
	計						

（記載上の注意）

1．重要な増減額がある場合には、その理由を注記すること。

2．特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その改時期の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

3．固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損処理を認識した場合には、貸借対照表における表示（直接控除形式又は間接控除形式）に合わせて以下のとおり記載すること。

直接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。また、間接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。

4．当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載する場合には、その旨を記載すること。

様式第十二号

様式第十二号（平11.3.26付・全改、平13.3.29付・平15.3.31付・一部改正、平20.3.27付・平26.3.31付・平28.3.31付・平29.3.31付・一部改正）

【社債明細表】

銘　柄	発行年月日	当期首残高（円）	当期末残高（円）	利　率（%）	担　保	償還期限
合　計	—			—	—	—

（記載上の注意）

1．当該会計の発行している社債（当該事業年度中に償還済みとなったものを含む。以下同じ。）について記載すること。

2．「銘柄」の欄には、「第○回第△回村ゴミ処理」のように記載すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。

なお、新株予約権付社債については、新株予約権付社債である旨を付記すること。

3．金額が重要性の乏しい社債については、「その他の社債」として一括して記載することができる。

4．「担保」の欄には、抵当付社債及び無担保社債の別を記載すること。

5．新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行総額、株式の発行価格、発行総額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権のみを付与した株式の発行価額の総額、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第1項第3号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を欄外に記載すること。

6．社債と同時に募集し、かつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行総額、株式の発行価格、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権のみを付与した株式の行使期間に関する事項を欄外に記載すること。

7．減債基金付社債については、その内容を欄外に記載すること。

8．外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記し、欄外にその旨を記載すること。

9．当期末残高のうち1年内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

10．貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

様式第十三号

様式第十三号（平13.3.31付・全改、平15.3.31付・平20.3.27付・一部改正、平21.3.27付・平26.3.31付・平28.3.31付・平29.3.31付・一部改正）

【借入金等明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
1年以内に返済予定のリース債務				—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他有利子負債				
合　計			—	—

（記載上の注意）

1．第40条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第10条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であって、金利の負担を伴うもの（注記を除く。第3号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

2．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が定められているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。

3．「その他有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法による事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

5．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

6．別記事項を覚えている場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十四号

様式第十四号（平11建令41・全改、平13建令6・平15内官令40・一部改正、平20内官令40・平26建令7・平28建令34・一部改正、平29内官令14・一部改正、平31内官令5・令和2建令一一令和7・平31内官令40・一部改正）

【引当金明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（目的使用）（円）	当期減少額（その他）（円）	当期末残高（円）

（記載上の注意）

1．当期首及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び賞与引当金に相当する債務金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

2．「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金等の設定目的である支出又は事実が生じたものとしたことによる取崩額を記載すること。

3．「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第十四号の二

様式第十四号の二（平20内官令23・追加）

【引当金明細表】

（単位：円）

科　目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

（記載上の注意）

1．当期首又は当期末のいずれかに引当金（退職給付引当金を除く。）の残高がある場合にのみ作成すること。

2．当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

様式第十五号

様式第十五号（平20内官令40・追加、平21内官令9・令和2建令二一令和7・平20内官令40・平26建令一一・一部改正）

【資産除去債務明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）

（記載上の注意）

1．貸借対照表に計上されている当期首及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的義務等の種類ごとの区分により記載すること。

2．本明細表に記載すべき事項が第８条の９第１項に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。

様式第十六号

（略）

様式第十七号

（略）

様式第十八号

（略）

様式第十九号

（略）

様式第二十号

（略）

様式第二十一号

（略）

様式第二十二号

（略）

様式第二十三号

（略）

様式第二十四号

（略）

様式第二十五号

（略）

様式第二十六号

（略）

様式第二十七号

（略）

様式第二十八号

（略）